

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案 新旧対照表 目次

- | | |
|--|----|
| 一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号） | 2 |
| 二 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号） | 8 |
| 三 海洋汚染設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号） | 10 |
| 四 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十六年国土交通省令第九十三号） | 18 |
| 五 排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく国土交通省令の適用関係の整理に関する省令（平成八年運輸省令第四十一号） | 21 |
| 六 國土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号） | 23 |

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

現 行

(令第一条の人第一項第四号の国土交通省令で定める装置)

第四条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）第一条の八第一項第四号の国土交通省令で定める装置は、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる装置とする。

船舶の区分

装置

一 総トン数一万トン
ン（令別表第一の
五に掲げる海域
(南極海域を除
く。)にあつては、
総トン数四百ト
ン)以上の船舶

油水分離装置（海洋汚染防止設備等、海洋汚染
防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対
象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に
する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年
運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」と
いう。）第五条第一項に規定する油水分離装置を
いう。以下同じ。）及びビルジ用濃度監視装置（技
術基準省令第七条第一項に規定するビルジ用濃
度監視装置をいう。以下同じ。）

二 (略)
2・3 (略)

(海洋の汚染の防止に関する試験等のためにする船舶からの油の排出
の承認の申請等)

第八条の四 (略)

3 2 前項の承認申請書は、第一号様式によるものとする。

(令第一条の人第一項第四号の国土交通省令で定める装置)

第四条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）第一条の八第一項第四号の国土交通省令で定める装置は、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる装置とする。

船舶の区分

装置

一 総トン数一万トン
ン（令別表第一の
五に掲げる海域
(南極海域を除
く。)にあつては、
総トン数四百ト
ン)以上の船舶

油水分離装置（海洋汚染防止設備等、海洋汚染
防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対
象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭
和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基
準省令」という。）第五条第一項に規定する油
水分離装置をいう。以下同じ。）及びビルジ用
濃度監視装置（技術基準省令第七条第一項に規
定するビルジ用濃度監視装置をいう。以下同じ。）

二 (略)
2・3 (略)

(海洋の汚染の防止に関する試験等のためにする船舶からの油の排出
の承認の申請等)

第八条の四 (略)

3 2 承認申請書は、第一号様式によるものとする。

(承認証の交付)

第八条の五 (略)

2 前項の承認証は、第一号の二様式によるものとする。

(承認証の交付)

第八条の五 (略)

2 承認証は、第一号の二様式によるものとする。

(承認証の備置き)

第八条の六 前条第一項の承認証の交付を受けた者は、当該油の排出に従事する船舶内に、当該承認証を備え置かなければならない。

(承認証の再交付)

第八条の七 第八条の五第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、又はき損したときは、当該承認証を交付した管区海上保安本部長に承認証の再交付を申請することができる。

2 (略)

(承認証の返納)

第八条の八 第八条の五第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証（第二号の場合にあつては、発見した承認証）を当該承認証を交付した管区海上保安本部長に返納しなければならない。

1・2 (略)

(硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のためにする船舶における燃料油の使用に係る承認の申請等)

第十二条の十七の六の二 法第十九条の二十一第五項の承認を受けて、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のために船舶において基準適合燃料油以外の燃料油を使用しようとすると者は、当該船舶ごとに、承認申請書を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

前項の承認申請書は、第一号の十三様式によるものとする。

3 地方運輸局長は、承認のため必要があると認める場合は、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査の計画

(承認証の返納)

第八条の八 承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証（第二号の場合にあつては、発見した承認証）を当該承認証を交付した管区海上保安本部長に返納しなければならない。

2 (略)

(承認証の返納)

第八条の八 承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証（第二号の場合にあつては、発見した承認証）を当該承認証を交付した管区海上保安本部長に返納しなければならない。

1・2 (略)

(新設)

第八条の八 承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証（第二号の場合にあつては、発見した承認証）を当該承認証を交付した管区海上保安本部長に返納しなければならない。

書その他必要な書類の提出を求める」とができる。

(承認証の交付)

第十二条の十七の六の三 地方運輸局長は、法第十九条の二十一第五項の承認をしたときは、申請者に承認証を交付しなければならない。

2 前項の承認証は、第一号の十四様式によるものとする。

(承認証の備置き)

第十二条の十七の六の四 前条第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る船舶内に、当該承認証を備え置かなければならぬ。

(承認証の再交付)

第十二条の十七の六の五 第十二条の十七の六の三第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、又はき損したときは、地方運輸局長に承認証再交付申請書を提出し、その再交付を受けることがで

きる。

2 前項の承認証再交付申請書は、第一号の十五様式によるものとする。3 第一条の承認証再交付申請書には、第十二条の十七の六の三第一項の承認証（き損した場合に限る。）を添付しなければならない。

4 第十二条の十七の六の三第一項の承認証を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した承認証は、その効力を失うものとする。

(承認証の返納)

第十二条の十七の六の六 第十二条の十七の六の三第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証（第二号の場合にあつては、発見した承認証）を地方運輸局長に返納しなければならない。

一 承認を受けた燃料油の使用に関する計画が完了したとき又は当該計画を実施しないこととしたとき。
二 承認証を滅失したことにより承認証の再交付を受けた後その滅失した承認証を発見したとき。

(新設)

(新設)

(燃料油の変更の方法)

第十二条の十七の六の七 法第十九条の二十一の二の国土交通省令で定める方法は、法第十九条の二十一第一項又は第二項の政令で定める基準に適合させるため、燃料油を供給する燃料油タンクを切り換えることにより使用する燃料油を変更する方法とする。

(燃料油変更作業手引書の記載事項)

第十二条の十七の六の八 法第十九条の二十一の二の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 燃料油の変更に関する作業を行う者が遵守すべき事項
二 燃料油に係る原動機、ボイラ、補機及び管装置の構造に関する事項

(オゾン層破壊物質を含む材料の使用又は設備の設置に係る禁止の適用除外)

第十二条の十七の十五 法第十九条の二十五の国土交通省令で定める特別の用途のものは、海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶とする。

2 法第十九条の二十五の国土交通省令で定めるオゾン層破壊物質が放出されるおそれがないものは、次に掲げる要件のすべてを満たす設備とする。
一 オゾン層破壊物質を充てんすることができないこと。
二 オゾン層破壊物質を含む構成機器を取り外すことことができないこと。

(聴聞の方法の特例)

第二十四条の二 国土交通大臣又は地方運輸局長は、法第三十三条第一項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、あらかじめ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

(報告書の提出等)

第三十七条の六 （略）

(新設)

(オゾン層破壊物質を含む材料の使用又は設備の設置に係る禁止の適用除外)

第十二条の十七の十五 法第十九条の二十五の国土交通省令で定めるオゾン層破壊物質を含む材料を使用した船舶又は設備を設置した船舶は、海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶とする。

(聴聞の方法の特例)

第二十四条の二 国土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）は、法第三十三条第一項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、あらかじめ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

(報告書の提出等)

第三十七条の六 （略）

2・3 (略)

4 船級協会は、船級船が、法第十九条の四十六第二項の規定による検査を行い次の表の上欄に掲げる設備等について合格しないものと認めた場合であつて、当該船舶が同欄に掲げる設備等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる締約国にあるときは、当該締約国の政府に対し、速やかに、その旨を報告しなければならない。

設備等	第一議定書締約国	第二議定書締約国
海洋汚染防止設備等又は海洋汚染防止緊急措置手引書等	第一議定書締約国	第二議定書締約国
大気汚染防止検査対象設備又は揮発性物質放出防止措置手引書	第一議定書締約国	第二議定書締約国

(権限の委任)

第四十一条 (略)

3 法に規定する国土交通大臣の権限で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長も行うことができる。

権限	地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長	当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局長(当該所在地が本邦外であるときは、関東運輸局長)
一 法第十九条の二十一第五項に規定する権限	地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長	当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局長(当該所在地が本邦外であるときは、関東運輸局長)

2・3 (略)

4 船級協会は、船級船が、法第十九条の四十六第二項の規定による検査を行い次の表の上欄に掲げる設備等について合格しないものと認めた場合であつて、当該船舶が同欄に掲げる設備等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる締約国にあるときは、当該締約国の政府に対し、速やかに、その旨を報告しなければならない。

設備等	第一議定書締約国	第二議定書締約国
海洋汚染防止設備等又は海洋汚染防止緊急措置手引書等	第一議定書締約国	第二議定書締約国
大気汚染防止検査対象設備	第一議定書締約国	第二議定書締約国

(権限の委任)

第四十一条 (略)

3 法に規定する国土交通大臣の権限で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長も行うことができる。

権限	地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長	当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局長(当該所在地が本邦外であるときは、関東運輸局長)
一 法第四十八条第三項(海洋施設(粉碎装置に限る。)又は航空機に関するものを除く。)及び法第四十八条第七項(油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等及び海洋施設に設置される粉碎装置に関するものを除く。)	地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長(当該所在地が本邦外であるときは、関東運輸局長)	当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局長(当該所在地が本邦外であるときは、関東運輸局長)

に規定する権限

二 (略)	(略)	(略)	(略)
三 (略)	(略)	(略)	(略)
四 法第四十八条第三項(海洋施設(粉碎装置に限る)又は航空機に関するものを除く。)及び法第四十八条第七項(油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等及び海洋施設に設置される粉碎装置に関するもの)に規定する権限	当該船舶又は海洋施設等の所在地を管轄する地方運輸局長(当該所在地が本邦外であるときは、関東運輸局長)	当該船舶又は海洋施設等の所在地を管轄する地方運輸局長(当該所在地が本邦外であるときは、関東運輸局長)	当該船舶又は海洋施設等の所在地を管轄する地方運輸局長(当該所在地が本邦外であるときは、関東運輸局長)
五 (略)	(略)	(略)	(略)
六 (略)	(略)	(略)	(略)
4 (略)	5、4 (略)	5 (略)	5 (略)
5 第三項の規定により地方運輸局長が行うこととされた権限のうち同項の表第一号の上欄に掲げるもの並びに同表第四号及び第六号の上欄に掲げるもの(海洋汚染防止設備等、大気汚染防止検査対象設備、海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳、海洋汚染防止条約証書等、ふん尿処理装置及び防止条約証書等、ふん尿処理装置及び船舶に設置される粉碎装置に関するものに限る。)は、当該船舶の所在地が運輸支局等の管轄区域内に存するときは、当該所在地を管轄する運輸支局等の長も行うことができる。	5 第三項の規定により地方運輸局長が行うこととされた権限のうち同項の表第一号及び第五号の上欄に掲げるもの(海洋汚染防止設備等、大気汚染防止検査対象設備、海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳、海洋汚染防止条約証書等、ふん尿処理装置及び船舶に設置される粉碎装置に関するものに限る。)は、当該船舶の所在地が運輸支局等の管轄区域内に存するときは、当該所在地を管轄する運輸支局等の長も行うことができる。	5 第三項の規定により地方運輸局長が行うこととされた権限のうち同項の表第一号及び第五号の上欄に掲げるもの(海洋汚染防止設備等、大気汚染防止検査対象設備、海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳、海洋汚染防止条約証書等、ふん尿処理装置及び船舶に設置される粉碎装置に関するものに限る。)は、当該船舶の所在地が運輸支局等の管轄区域内に存するときは、当該所在地を管轄する運輸支局等の長も行うことができる。	5 第三項の規定により地方運輸局長が行うこととされた権限のうち同項の表第一号及び第五号の上欄に掲げるもの(海洋汚染防止設備等、大気汚染防止検査対象設備、海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳、海洋汚染防止条約証書等、ふん尿処理装置及び船舶に設置される粉碎装置に関するものに限る。)は、当該船舶の所在地が運輸支局等の管轄区域内に存するときは、当該所在地を管轄する運輸支局等の長も行うことができる。

○ 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）

改 正 案

現 行

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令

目次

- 第一章～第九章 (略)
第十章 大気汚染防止検査対象設備 (第四十一条～第四十五条)
第十一章 挥発性物質放出防止措置手引書 (第四十六条)
第十二章 雑則 (第四十七条)
附則

第十一章 挥発性物質放出防止措置手引書

(揮発性物質放出防止措置手引書)

- 第四十六条 法第十九条の二十四の二第二項の国土交通省令で定める揮発性物質放出防止措置手引書の作成に関する技術上の基準は、次のとおりとする。
一 原油タンカーの船舶職員が使用する言語により作成されていること。
二 次に掲げる事項が定められていること。
イ 原油の積込み若しくは取卸しの作業中又は原油の輸送中ににおいて原油の取扱いに関する作業を行う者が揮発性有機化合物質の放出を防止するために遵守すべき事項
ロ 貨物艤原油洗浄設備の取扱いに関する作業を行う者が揮発性有機化合物質の放出を防止するために遵守すべき事項（当該設備を設置する船舶に限る。）
ハ イ及びロに掲げる事項の実施について責任を有する者の氏名又

目次

- 第一章～第九章 (略)
第十章 大気汚染防止検査対象設備 (第四十一条～第四十五条)
第十一章 雑則 (第四十六条)
附則

(新設)

は職名

2 指定性物質放出防止措置手引書の備置き又は掲示に関する技術上の基準は、貨物として積載している原油の取扱いに関する作業を行う者が直ちに参照することができる場所に備え置き、又は掲示しておこうとする。

第十一章 雜則

(排他的經濟水域等における適用関係)

第四十七条 (略)

第十一章 雜則

(排他的經濟水域等における適用関係)

第四十六条 (略)

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

現 行

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則

(原動機の種類及び出力の基準)

第一条の二 法第十九条の四第一項第一号の国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 原動機の種類 ディーゼル機関以外のものであること。
- 二 原動機の出力 定格出力が百三十キロワット以下のものであること。

(放出量確認対象原動機)

第一条の二 法第十九条の四第一項の国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 原動機の種類 ディーゼル機関であること。
- 二 原動機の出力 定格出力が百三十キロワットを超えるものであること。

(窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のための原動機に係る承認の申請等)

第一条の五 法第十九条の四第一項第一号の承認を受けて、窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のために船舶において原動機を使用しようとする者は、当該原動機ごとに、承認申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

前項の承認申請書は、第一号様式によるものとする。

地方運輸局長は、承認のため必要があると認める場合は、窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査の計画書その他必要な書類の提出を求めることができる。

(承認証の交付)

(新設)

三 原動機の用途 海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶への設置、災害発生時のみの使用その他国土交通大臣が定める用途以外の用途に用いること。

第一条の五の二 地方運輸局長は、法第十九条の四第一項第二号の承認をしたときは、申請者に承認証を交付しなければならない。

2 前項の承認証は、第一号の一様式によるものとする。

(承認証の備置き)

第一条の五の三 前条第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る原動機を設置する船舶内に、当該承認証を備え置かなければならぬ。

(承認証の再交付)

第一条の五の四 第一条の五の二第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、又はき損したときは、地方運輸局長に承認証再交付申請書を提出し、その再交付を受けることができる。

2 前項の承認証再交付申請書は、第一号の一の二様式によるものとする。

3 第一項の承認証再交付申請書には、第一条の五の二第一項の承認証(き損した場合に限る)を添付しなければならない。

4 第一条の五の二第一項の承認証を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した承認証は、その効力を失うものとする。

(承認証の返納)

第一条の五の五 第一条の五の二第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証(第一号の場合にあつては、発見した承認証)を地方運輸局長に返納しなければならない。
1 承認を受けた原動機の使用に関する計画が完了したとき又は当該計画を実施しないこととしたとき。
2 承認証を滅失したことにより承認証の再交付を受けた後その滅失した承認証を発見したとき。

(特別の用途)

第一条の五の六 法第十九条の四第一項第三号の国土交通省令で定める

(新設)

(新設)

特別の用途は、海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶への設置、災害発生時ののみの使用その他国土交通大臣が定める用途とする。

（設置前の原動機の改造）

第一条の六 法第十九条の四第三項の国土交通省令で定める改造は、次に掲げる改造とする。

一・二 （略）

（削除）

（基準適合原動機設置対象船舶）
第一条の五 法第十九条の四第一項の国土交通省令で定める改造は、次に掲げる改造とする。
第一条の六 法第十九条の七第一項の国土交通省令で定める船舶は、海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶以外の船舶とする。

（設置後の原動機の改造）

第一条の七 法第十九条の七第三項の国土交通省令で定める改造は、前条各号に掲げる改造とする。

（新設）
第一条の七 法第十九条の七第三項の国土交通省令で定める改造は、第一条の五各号に掲げる改造とする。

（窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のための原動機の使用に係る承認の申請等）

第一条の七の二 第一条の五から第一条の五の五までの規定は、法第十九条の九第一項第三号の承認について準用する。この場合において、第一号様式中「第1条の5第1項」とあるのは、「第1条の7の2」において準用する第1条の5第1項」と、「原動機の製造番号」とあるのは、「原動機取扱手引書の文書番号」と、「原動機取扱手引書の文書番号」と、「第1条の5の2第1項」とあるのは、「第1条の7の2」において準用する第1条の5の2第1項」と、「第1号の1」様式中「第1条の5の4第1項」とあるのは、「第1条の7の2」において準用する第1条の5の4第1項」と、「原動機の製造番号」とあるのは、「原動機取扱手引書の文書番号」と読み替へるものとする。

（放出量確認等の引継ぎ又は委嘱）

（放出量確認等の引継ぎ又は委嘱）

第一条の八 放出量確認（法第十九条の七第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する放出量確認に相当する確認を含む。以下この条から第一条の十一まで及び第四十五条において同じ。）及び原動機取扱手引書の承認（以下「放出量確認等」という。）を申請した者は、申請に係る原動機及び原動機取扱手引書（以下「原動機等」という。）が当該放出量確認等を申請した地方運輸局長以外の地方運輸局長の管轄する区域内に移転した場合は、当該放出量確認等を申請した地方運輸局長に放出量確認等引継申請書（第一号の二の三様式）を提出して、当該原動機等の新たな所在地を管轄する地方運輸局长への放長への放出量確認等の引継ぎを受けることができる。

2 (略)

（放出量確認等の申請）

第一条の九 放出量確認等を受けようとする者は、放出量確認等申請書（第一号の二の四様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

（国際大気汚染防止原動機証書の返納）

第一条の十五 原動機製作者等又は船舶所有者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その受有する国際大気汚染防止原動機証書（第三号の場合にあつては、発見した国際大気汚染防止原動機証書）を地方運輸局長に返納しなければならない。

一 (略)

二 原動機が法第十九条の四第一項第一号及び第三号に該当する原動機となつたとき。

三・四 (略)

（検査対象船舶）

第一条 (略)

法第九条の三第一項に規定する設備（同条第三項に規定する船舶にあつては、その貨物船を含む。）に係る法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の国土交通省令で定める船舶は、有害液体物質ばら積船（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染

第一条の八 放出量確認（法第十九条の七第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する放出量確認に相当する確認を含む。以下この条から第一条の十一まで及び第四十五条において同じ。）及び原動機取扱手引書の承認（以下「放出量確認等」という。）を申請した者は、申請に係る原動機及び原動機取扱手引書（以下「原動機等」という。）が当該放出量確認等を申請した地方運輸局長以外の地方運輸局長の管轄する区域内に移転した場合は、当該放出量確認等を申請した地方運輸局長に放出量確認等引継申請書（第一号様式）を提出して、当該原動機等の新たな所在地を管轄する地方運輸局長への放出量確認等の引継ぎを受けることができる。

2 (略)

（放出量確認等の申請）

第一条の九 放出量確認等を受けようとする者は、放出量確認等申請書（第一号の二様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

（国際大気汚染防止原動機証書の返納）

第一条の十五 原動機製作者等又は船舶所有者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その受有する国際大気汚染防止原動機証書（第三号の場合にあつては、発見した国際大気汚染防止原動機証書）を地方運輸局長に返納しなければならない。

一 (略)

二 原動機が第一条の二各号に掲げる基準に適合する原動機でなくなつたとき。

三・四 (略)

（検査対象船舶）

第一条 (略)

法第九条の三第一項に規定する設備（同条第三項に規定する船舶にあつては、その貨物船を含む。）に係る法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の国土交通省令で定める船舶は、有害液体物質ばら積船（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染

防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）第一条第五項に規定する有害液体物質ばら積船をいう。以下同じ。）とする。

3・6 (略)

(検査の申請)

第五条 定期検査、中間検査又は臨時検査を受けようとする者は、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査申請書（第二号様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 法第十九条の四十一第一項の検査（以下「臨時航行検査」という。）を受けようとする者は、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書臨時航行検査申請書（第三号様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

3 (略)

(添付書類)

第六条 前条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1・2 (略)

2 前条第二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1・2 (略)

3・4 (略)

(定期検査)

第八条 定期検査を受ける場合の準備は、次のとおりとする。

1・2・二十

二十一 挥発性物質放出防止措置手引書につては揮発性有機化合物

染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）第一条第五項に規定する有害液体物質ばら積船をいう。以下同じ。）とする。

3・6 (略)

(検査の申請)

第五条 定期検査、中間検査又は臨時検査を受けようとする者は、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査申請書（第二号様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 法第十九条の四十一第一項の検査（以下「臨時航行検査」という。）を受けようとする者は、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備臨時航行検査申請書（第三号様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

3 (略)

(添付書類)

第六条 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1・2 (略)

2 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備臨時航行検査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1・2 (略)

3・4 (略)

(定期検査)

第八条 定期検査を受ける場合の準備は、次のとおりとする。

1・2・二十

(新設)

質の放出を防止するため遵守すべき事項に係る設備の位置を確認できるようにする」と。

二十一 (略)

(中間検査)

第九条 第一種中間検査(第十四条第一項に規定する第一種中間検査をいう。)を受ける場合の準備は、次のとおりとする。

一〇十八 (略)

十九 撥発性物質放出防止措置手引書にあつては前条第二十一号に掲げる準備

二十 船舶発生油等焼却設備にあつては前条第二十二号イ、ハ、ニ及びヘに掲げる準備

二 第二種中間検査(第十四条第一項に規定する第二種中間検査をいう。)を受ける場合の準備は、次のとおりとする。

一〇十 (略)

十一 撥発性物質放出防止措置手引書にあつては前条第二十一号に掲げる準備

十二 船舶発生油等焼却設備にあつては前条第二十二号ヘに掲げる準備

三 (略)

(臨時検査)

第十五条 (略)

二 法第十九条の三十九の国土交通省令で定める変更は、次に掲げる変更とする。

一 油等(油濁防止緊急措置手引書にあつては油、有害液体汚染防止緊急措置手引書にあつては有害液体物質、海洋汚染防止緊急措置手引書にあつては有害液体物質、海洋汚染防止緊急措置手引書にあつては油又は有害液体物質をいう。以下この条において同じ。)の排出による汚染の防除のため当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事じ。の排出による汚染の防除のため当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項の変更(当該海洋汚染防止緊急措置手引書等の機能に影響を及ぼすべき措置に関する事項の変更(当該海洋汚染防止緊急措置手引書等の機能に影響を及ぼすべき措置に関する事項の変更(当該海洋汚染防止緊急措置手引書等の機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。)とする。

二 撥発性有機化合物質の放出を防止するために遵守すべき事項の変更

二十一 (略)

(中間検査)

第九条 第一種中間検査(第十四条第一項に規定する第一種中間検査をいう。)を受ける場合の準備は、次のとおりとする。

一〇十八 (略)

十九 船舶発生油等焼却設備にあつては前条第二十一号イ、ハ、ニ及びヘに掲げる準備

二 第二種中間検査(第十四条第一項に規定する第二種中間検査をいう。)を受ける場合の準備は、次のとおりとする。

一〇十 (略)

十一 船舶発生油等焼却設備にあつては前条第二十一号ヘに掲げる準備

十二 船舶発生油等焼却設備にあつては前条第二十一号に掲げる準備

三 (略)

(臨時検査)

第十五条 (略)

二 法第十九条の三十九の国土交通省令で定める変更は、油等(油濁防止緊急措置手引書にあつては油、有害液体汚染防止緊急措置手引書にあつては有害液体物質、海洋汚染防止緊急措置手引書にあつては油又は有害液体物質をいう。以下この条において同じ。)の排出による汚染の防除のため当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項の変更(当該海洋汚染防止緊急措置手引書等の機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。)とする。

更（揮発性物質放出防止措置手引書の機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）

3 法第十九条の三十九の国土交通省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 船舶の用途、航行する海域又は大きさの変更その他の事由により、当該船舶に設置すべき海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該船舶に備え置き、若しくは掲示すべき海洋汚染防止緊急措置手引書等（油等の排出による汚染の防除のため当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項に限る。次号及び第三号において同じ。）若しくは揮発性物質放出防止措置手引書（揮発性有機化合物質の放出を防止するために遵守すべき事項に限る。次号及び第三号において同じ。）に変更が生じたとき。

二 海難その他の事由により、検査を受けた事項について海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備の性能又は海洋汚染防止緊急措置手引書等若しくは揮発性物質放出防止措置手引書の機能に影響を及ぼすおそれのある変更が生じたとき。

三 海洋汚染防止緊急措置手引書等又は揮発性物質放出防止措置手引書の全部又は一部の取替え又は取り外しをしたとき。

四 地方運輸局長が、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備又は揮発性物質放出防止措置手引書等に係る特定の事項について、臨時検査を受けるべき時期を指定した場合において、当該時期に至つたとき。

4 (6) (略)

（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の区分）

第十八条 法第十九条の三十七第一項の国土交通省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 (3) (略)

四 大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書

（海洋汚染等防止証書の交付申請）

3 法第十九条の三十九の国土交通省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 船舶の用途、航行する海域又は大きさの変更その他の事由により、当該船舶に設置すべき海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該船舶に備え置き、若しくは掲示すべき海洋汚染防止緊急措置手引書等（油等の排出による汚染の防除のため当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項に限る。次号及び第三号において同じ。）に変更が生じたとき。

二 海難その他の事由により、検査を受けた事項について海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備の性能又は海洋汚染防止緊急措置手引書等の機能に影響を及ぼすおそれのある変更が生じたとき。

三 海洋汚染防止緊急措置手引書等の全部又は一部の取替え又は取り外しをしたとき。

四 地方運輸局長が、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等又は大気汚染防止検査対象設備に係る特定の事項について、臨時検査を受けるべき時期を指定した場合において、当該時期に至つたとき。

4 (6) (略)

（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の区分）

第十八条 法第十九条の三十七第一項の国土交通省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 (3) (略)

四 大気汚染防止検査対象設備

（海洋汚染等防止証書の交付申請）

第十九条 法第十九条の四十六第二項の船級協会（以下単に「船級協会」という。）が海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書についての検査を行い、かつ、船級の登録をした検査対象船舶（以下「船級船」という。）に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けようとする者は、海洋汚染等防止証書交付申請書（第七号様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

2・3 (略)

(国際海洋汚染等防止証書)

第二十六条 法第十九条の四十三第一項の規定により交付する国際海洋汚染等防止証書は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書

国際大気汚染防止証書（第十二号の四様式）

2 (略)

(権限の委任)

第四十六条 法第十九条の四第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、法第十九条の五、法第十九条の六、法第十九条の七第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、法第十九条の九第一項、法第十九条の十四第一項、法第十九条の十八、法第十九条の三十六、法第十九条の三十九、法第十九条の三十七第一項、同条第二項ただし書及び第六項（法第十九条の四十三第四項において準用する場合を含む。）、法第十九条の三十八、法第十九条の四十二、法第十九条の四十三第一項及び第二項並びに法第十九条の五十三に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長（船舶が本邦にある場合は当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局長、船舶が本邦外にある場合は関東運輸局長。以下この条において同じ。）が行う。

第十九条 法第十九条の四十六第二項の船級協会（以下単に「船級協会」という。）が海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備についての検査を行い、かつ、船級の登録をした検査対象船舶（以下「船級船」という。）に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けようとする者は、海洋汚染等防止証書交付申請書（第七号様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

2・3 (略)

(国際海洋汚染等防止証書)

第二十六条 法第十九条の四十三第一項の規定により交付する国際海洋汚染等防止証書は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 大気汚染防止検査対象設備 国際大気汚染防止証書（第十二号の四様式）

2 (略)

(権限の委任)

第四十六条 法第十九条の四第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、法第十九条の五、法第十九条の六、法第十九条の七第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、法第十九条の十四第一項、法第十九条の十八、法第十九条の三十六、法第十九条の三十七第一項、同条第二項ただし書及び第六項（法第十九条の四十三第四項において準用する場合を含む。）、法第十九条の三十八、法第十九条の三十九、法第十九条の四十（法第十九条の四十三第四項において準用する場合を含む。）、法第十九条の四十一、法第十九条の四十二、法第十九条の四十三第一項及び第二項並びに法第十九条の五十三に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長（船舶が本邦にある場合は当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局長、船舶が本邦外にある場合は関東運輸局長。以下この条において同じ。）が行う。

2
3
4

(略)

2
3
4

(略)

○海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十六年国土交通省令第九十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

附 則（平成一六年一〇月二八日国土交通省令第九三号）抄

（原動機の改造）

第二十四条 改正法附則第七条ただし書の国土交通省令で定める改造は、次に掲げる改造とする。

第一次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前に建造され又は建造に着手された船舶に設置された原動機を交換する改造（当該原動機と同一と認められる原動機であつて当該各号に定める日前に製造されたものに交換する改造を除く。）

イ （略）

ロ 前号に掲げる船舶以外の船舶 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書が効力を生じた日（平成十七年五月十九日）

二・三 （略）

（改正法附則第九条第三項の国土交通省令で定める総トン数）

第二十四条の二 改正法附則第九条第三項の国土交通省令で定める総トン数は、四百トンとする。

（新設）

（オゾン層破壊物質記録簿）

第二十四条の三 改正法附則第九条第五項のオゾン層破壊物質を含む設備の修理その他当該設備の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めることは、次の表の上欄に掲げる作業とし、オゾン層破壊物質記録簿への記載は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項につき行うものとする。

（原動機の改造）
第二十四条 改正法附則第七条の国土交通省令で定める改造は、次に掲げる改造とする。

第一次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前に建造され又は建造に着手された船舶に設置された原動機であつて当該各号に定める日前に製造されたものを当該各号に定める日以後に製造されたものに取り替える改造

イ （略）

ロ 前号に掲げる船舶以外の船舶 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書が効力を生ずる日

二・三 （略）

オゾン層破壊物質を含む設備の修理
その他当該設備の取扱いに関する作業

事項

一 オゾン層破壊物質を含む設備の修理又は保守に伴う当該設備への充てん		1 充てんの日時及び充てん時ににおける船舶の位置	
二 オゾン層破壊物質を含む設備の修理又は保守に伴う当該設備からのオゾン層破壊物質の一部又は全部の放出		2 充てんに係る設備の名称 充てんしたオゾン層破壊物質の種類及び質量	
三 オゾン層破壊物質を含む設備からのおゾン層破壊物質の受入施設への移送又は他の船舶への移載		3 1 放出の日時及び放出時における船舶の位置 放出に係る設備の名称 放出したオゾン層破壊物質の種類及び質量	
四 事故その他の理由によるオゾン層破壊物質を含む設備からの例外的なオゾン層破壊物質の放出		4 1 放出の日時及び放出時における船舶の位置	1 移送又は移載の日時
4 2 放出に係る設備の名称	2 移送した受入施設の名称及び位置又は移載した船舶の名称	4 3 移送又は移載に係る設備の名称	2 1 移送した受入施設の名称及び位置又は移載した船舶の名称
4 3 种類及び質量	4 4 移送し、又は移載したオゾン層破壊物質の種類及び質量	3 移送又は移載に係る設備の名称	3 2 放出したオゾン層破壊物質の種類及び質量
4 4 放出の状況及び理由			

(権限の委任)

第三十条 改正法附則第二条第一項及び第二項、第九条第六項、第十二条第一項並びに同条第三項において準用する船舶安全法第九条第三項及び第四項に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長（物件が本邦にある場合にあっては当該物件の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）、物件が本邦外にある場合にあっては関東運輸局長）が行う。

(略)

改正法附則第九条第六項に規定する海上保安庁長官の権限は、管区海上保安本部長も行うことができる。

4 前項の規定により管区海上保安本部長が行うことができる」とされた権限は、海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）第百二十条に規定する海上保安署に限る。）の長も行うことができる。

(権限の委任)

第二十条 改正法附則第二条第一項及び第二項、第十二条第一項並びに同条第三項において準用する船舶安全法第九条第三項及び第四項に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長（物件が本邦にある場合にあっては当該物件の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）、物件が本邦外にある場合にあっては関東運輸局長）が行う。

2 (略)

○排他的經濟水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく国土交通省令の適用関係の整理に関する省令（平成八年運輸省令第四十一号）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

現 行

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の適用関係)

第二条 (略)

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の適用関係)

第二条 (略)

2 特定外国船舶で総トン数四百トン以上のものについての施行規則第四条第一項の規定の適用については、同項の表中「油水分離装置」(海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。）第五条第一項に規定する油水分離装置をいう。以下同じ。)とあるのは「油水分離装置（海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。）第五条第一項に規定する油水分離装置をいう。以下同じ。)とあるのは「油水分離装置（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。）第五条第一項に規定する油水分離装置をいう。以下同じ。)とあるのは「ビルジ用濃度監視装置（技術基準省令第七条第一項に規定するビルジ用濃度監視装置）（以下「濃度監視装置」とい。以下同じ。)とあるのは「ビルジ用濃度監視装置（技術基準省令第七条第一項第一号及び第四号から第六号までの基準その他該船舶が国籍を有する国の法令で定める基準に適合するビルジ用濃度監視装置をいう。以下同じ。)とする。

3 · 4 (略)

3 · 4 (略)

(海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令の適用関係)

第三条 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。）第四条

(海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五

第三条 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。）第四条

(海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。）第五条

下「技術基準省令」という。第四条第一項の規定にかかるらず、特定外国船舶で総トン数四百トン未満のものに設置しなければならないビルジ等排出防止設備は、当該船舶が国籍を有する国の法令で定める設備とする。

2-6 (略)

第一項の規定にかかるらず、特定外国船舶で総トン数四百トン未満のものに設置しなければならないビルジ等排出防止設備は、当該船舶が国籍を有する国の法令で定める設備とする。

2-6 (略)

○ 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）（抄）
 (傍線の部分は改正部分)

		改 正 案		現 行	
		別表第一（第三条及び第四条関係）		別表第一（第三条及び第四条関係）	
土地区画整理法施行令	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）	附則第九条第四項	（略）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
土地区画整理法施行令	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

別表第二（第五条及び第六条関係）	(略)	(略)
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第八条第二項、第九条の五第二項、第九条の二十一、第十六条第二項、第十九条の二十一の二及び第十九条の二十六第三項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九	第八条第二項、第九条の五第二項、第九条の二十一、第十六条第二項及び第十九条の二十六第三項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九

表第二（第五条及び第六条関係）	(略)	(略)
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律	第八条第二項、第九条の五第二項、第九条の二十一、第十六条第二項及び第十九条の二十六第三項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九	第八条第二項、第九条の五第二項、第九条の二十一、第十六条第二項及び第十九条の二十六第三項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

(原動機の改造)

第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第六条第四号の同一の型式の原動機に類するものとして国土交通省令で定めるものは、法第十九条の五の原動機取扱手引書に記載する事項として海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令第四十二条各号に掲げる事項が同一のものとする。

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に交付されている第三条の規定による改正前の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則（次項において「旧検査規則」という。）第十二号の四様式の国際大気汚染防止証書は、当該船舶について施行日以後最初に行われる定期検査、中間検査又は臨時検査の時期までは、同条の規定による改正後の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則（次項において「新検査規則」という。）第十二号の四様式の国際大気汚染防止証書とみなす。

2 この省令の施行の際現に交付されている旧検査規則第一号の三様式の国際大気汚染防止原動機証書、第六号様式の海洋汚染等防止証書、第九号様式の臨時海洋汚染等防止証書及び第十一号様式の海洋汚染等防止検査手帳は、新検査規則第一号の三様式の国際大気汚染防止原動機証書、第六号様式の海洋汚染等防止証書、第九号様式の臨時海洋汚染等防止証書及び第十一号様式の海洋汚染等防止検査手帳とみなす。

社の提出 スランガード その他	出荷の大きさ (スートル)	45cm長	45cm幅 45cm上
金額 (円)	販売額税別につき 10,300	販賣額税別につき 22,700	販賣額税別につき 22,700
合計金額 スランガード その他	金額 (円)	販賣額税別につき 9,900	
引掛 販賣額 に付ける その他の出荷停止 手続	引掛 (円)	45cm長	45cm幅 45cm上
小計 (円) 合計 (円)	金額 (円)	販賣額税別につき 10,200	販賣額税別につき 19,100
引掛 販賣額 に付ける その他の出荷停止 手續	引掛け 販賣額 (円)	販賣額税別につき 11,000	販賣額税別につき 11,000
大括弧内 販賣額	金額 (円)	販賣額税別につき 12,800	販賣額税別につき 12,800
引掛 販賣額 に付ける その他の出荷停止 手續	引掛け 販賣額 (円)	販賣額税別につき 11,300	販賣額税別につき 11,300
金額 (円)	出荷の大きさ (スートル)	45cm長	45cm幅 45cm上
合計 (円)	出荷の大きさ (スートル)	45cm長	45cm幅 45cm上
引掛 販賣額 に付ける その他の出荷停止 手續	引掛け 販賣額 (円)	40,400	71,300
合計金額 スランガード その他	金額 (円)	73,400	80,100
引掛 販賣額 に付ける その他の出荷停止 手續	引掛け 販賣額 (円)	10,100	10,100
合計金額 スランガード その他	金額 (円)	36,000	40,000
引掛 販賣額 に付ける その他の出荷停止 手續	引掛け 販賣額 (円)	45cm長	45cm長 45cm上
合計金額 スランガード その他	金額 (円)	45cm長	45cm長 45cm上
合計金額 スランガード その他	金額 (円)	31,500	36,700
合計金額 スランガード その他	金額 (円)	26,700	34,600
合計金額 スランガード その他	金額 (円)	26,700	34,600
合計金額 スランガード その他	金額 (円)	10,000	10,000
合計金額 スランガード その他	金額 (円)	26,700	34,600
合計金額 スランガード その他	金額 (円)	26,700	34,600

社の提出 スランガード その他	出荷の大きさ (スートル)	45cm長	45cm幅 45cm上
金額 (円)	出荷の大きさ (スートル)	45cm長	45cm幅 45cm上
合計金額 スランガード その他	金額 (円)	40,400	71,300
引掛け 販賣額 に付ける その他の出荷停止 手續	引掛け 販賣額 (円)	10,100	10,100
合計金額 スランガード その他	金額 (円)	36,000	40,000
引掛け 販賣額 に付ける その他の出荷停止 手續	引掛け 販賣額 (円)	45cm長	45cm長 45cm上
合計金額 スランガード その他	金額 (円)	45cm長	45cm長 45cm上
引掛け 販賣額 に付ける その他の出荷停止 手續	引掛け 販賣額 (円)	31,500	36,700
合計金額 スランガード その他	金額 (円)	36,700	44,100
引掛け 販賣額 に付ける その他の出荷停止 手續	引掛け 販賣額 (円)	31,500	36,700
合計金額 スランガード その他	金額 (円)	36,700	44,100
引掛け 販賣額 に付ける その他の出荷停止 手續	引掛け 販賣額 (円)	31,500	36,700
合計金額 スランガード その他	金額 (円)	31,500	36,700
引掛け 販賣額 に付ける その他の出荷停止 手續	引掛け 販賣額 (円)	31,500	36,700
合計金額 スランガード その他	金額 (円)	31,500	36,700
引掛け 販賣額 に付ける その他の出荷停止 手續	引掛け 販賣額 (円)	31,500	36,700
合計金額 スランガード その他	金額 (円)	31,500	36,700
合計金額 スランガード その他	金額 (円)	31,500	36,700

○海運船業等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十八年運輸省令第六百四十八号）

海 品 物

規 定

第一号の三様式（第十二条関係）

(一) (二) (略) (三)

第一号の三様式（第十二条関係）

(一) (二) (略) (三)

備考 (略)		番号	作業の内容
(略)			注1 国際油汚染防止証書の追補の「油タンカー以外の船舶の構造及び設備に関する記録」及び「油性廃留物(スラッジ)の保管と処分の方法(第12規則)」に掲げるタンクに限る(国際油汚染防止証書を受有していない船舶にあっては、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令(昭和58年運輸省令第38号)第6条第1項第1号に規定するスラッジタンクに限る。)。

備考 (略)		番号	作業の内容
(略)			注1 国際油汚染防止証書の追補の「油タンカー以外の船舶の構造及び設備に関する記録」及び「油性廃留物(スラッジ)の保管と処分の方法(第12規則)」に掲げるタンクに限る(国際油汚染防止証書を受有していない船舶にあっては、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令(昭和58年運輸省令第38号)第6条第1項第1号に規定するスラッジタンクに限る。)。

第一号の十三様式(第十二条の十七の六の二関係)

承認申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

同

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の6の2第1項の規定により、次のことおり申請します。

試験、研究又は調査の目的			
基準適合燃料油以外の燃脂油の硫黄分の濃度			
使用船舶の概要	船名	船舶所有者	
	船舶登録番号	用途	
	船舶港又は定係港	総トン数	
試験、研究又は調査の計画期間			
試験、研究又は調査の方 法			
備考			

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第一号の十四様式 (第十二条の十七の六の三関係)

承認証	承認番号	承認年月日
		年 月 日

承認を受けた者の氏名又は名前及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
試験、研究又は調査の目的	
基準適合燃料油以外の燃耗油の硫黄分の濃度	

船名	船舶所有者
船舶番号	用途
船籍港又は定期港	総トン数
試験、研究又は調査の方 法	
条 件	
有効期間	年 月 日まで

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の6の3第1項の規定により、交付する。日

地 方 運 輸 局 長	監 理 部
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長	運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 所 長	海 事 事 務 所 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 所 長	運 輪 監 理 部 海 事 事 務 所 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 所 長	地 方 運 輸 局 運 輪 支 局 海 事 事 務 所 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長	沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輪 所	運 輪 所

第一号の十五様式(第十二条の十七の六の五関係)

承認証再交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人であつては
その代表者の氏名

同

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の6の5第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名	船舶所有者
船舶登録番号	用途
船舶港又は定 係港	総トン数
再交付を受けようとする 理由	
備考	

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止対象設備の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）

承認申請書（第1申請用紙）	改　出　據	現　行
第一号様式（第一条の五関係）		
承認申請書		
年　月　日		
殿		
氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名		
印		
<p>海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び 揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第1条の5第1項の規定により、次 のとおり申請します。</p>		
試験、研究又は調査の目的		
使用船舶 の概要	船名	船舶所有者
	船舶番号	用途
	船籍港又は定係港	総トン数
承認を受けようとする原動機 の種類、 型式及び出力		
承認を受けようとする原動機 の使用形態		
原動機の製造番号		
試験、研究又は調査の計画期 間		
試験、研究又は調査の方法		
備考		
<p>(注) ① 用紙の大きさは、日本工業規格A4判4番とする こと。② 氏名を記載し、押印することに代えて、署名する ことができる。</p>		

第一号の二様式（第一条の五の二関係）

承認証	
承認番号	年月日
承認年月日 年月日	
承認を受けた者の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあつ てはその代表者の氏名	
試験、研究又は調査の目的	
船名	船舶所有者
船舶番号	用途
の概要	総トン数
承認を受けた原動機の種類、 型式及び出力	
承認を受けた原動機の使用形 態	
原動機の製造番号	
試験、研究又は調査の方法	
条件	
有効期間 年月日まで	
海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び 揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第1条の5の2第1項の規定によ り、交付する。	
年月日	
地方運輸局長 運輸監理部長 地方運輸局運輸支局長 地方運輸局海事事務所長 運輸監理部海事事務所長 地方運輸局運輸支局海事事務所長 沖縄総合事務局長 運輸事務所長	

印

第一号の二の二様式（第一条の五の四関係）

承認証再交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

回

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び
揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第1条の5の4第1項の規定によ
り、次のとおり申請します。

船名	船舶所有者
船舶登録番号	用途
船舶港又は定係港	総トン数
再交付を受けようとする承認 証に係る原動機の種類、型式 及び出力	
原動機の製造番号	
再交付を受けようとする理由	
備考	

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第一号の二の三様式（第一条の八関係）

放出量確認等引継申請書

年月日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び
揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第1条の8第1項の規定により、次
のことより申請します。

放出量確認等を受けようとする原動機の種類、型式、出力及び数	放出量確認等を受けようとする原動機の種類、型式、出力及び数
放出量確認等を受けようとす る原動機の使用形態	放出量確認等を受けようとす る原動機の使用形態
原動機製作者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあつ てはその代表者の氏名	原動機製作者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあつ てはその代表者の氏名
引離ぎ後放出量確認等を受け ようとする時期	引離ぎ後放出量確認等を受け ようとする時期
引離ぎ後放出量確認等を受け ようとする場所	引離ぎ後放出量確認等を受け ようとする場所
放出量確認等の引離ぎを受け ようとする理由	放出量確認等の引離ぎを受け ようとする理由
備考	備考

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第一号様式（第一条の八関係）

放出量確認等引継申請書

年月日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の
検査等に関する規則第1条の8の規定により、次のとおり申請します。

放出量確認等を受けようとす る原動機の種類、型式、出力 及び数	放出量確認等を受けようとす る原動機の種類、型式、出力 及び数
放出量確認等を受けようとす る原動機の使用形態	放出量確認等を受けようとす る原動機の使用形態
原動機製作者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあつ てはその代表者の氏名	原動機製作者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあつ てはその代表者の氏名
引離ぎ後放出量確認等を受け ようとする時期	引離ぎ後放出量確認等を受け ようとする時期
引離ぎ後放出量確認等を受け ようとする場所	引離ぎ後放出量確認等を受け ようとする場所
放出量確認等の引離ぎを受け ようとする理由	放出量確認等の引離ぎを受け ようとする理由
備考	備考

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第一号の二の四様式（第一条の九関係）

放出量確認等申請書

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

年月日

印

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第1条の9の規定により、次のとおり申請します。

受けようとする放出量確認等の種類	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の4第1項(第2項において準用する場合を含む。)に基づく放出量確認等及び海上災害の防止に関する法律第19条の7第2項(第3項において準用する場合を含む。)に基づく放出量確認に相当する確認
放出量確認等を受けようとす る原動機の種類、型式、出力 及び数	放出量確認等を受けようとす る原動機の種類、型式、出力 及び数
放出量確認等を受けようとす る原動機の使用形態	放出量確認等を受けようとす る原動機の使用形態
原動機製作者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあつ てはその代表者の氏名	原動機製作者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあつ てはその代表者の氏名
放出量確認を受けようとす る時期	放出量確認を受けようとす る時期
放出量確認を受けようとす る事業所の名称及び所在地	放出量確認を受けようとす る事業所の名称及び所在地
原動機の製造番号	原動機の製造番号
原動機取扱手引書の文書番号	原動機取扱手引書の文書番号
備考	備考

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。 2 不要な文字は、抹消すること。 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。	放出量確認等申請書
殿	氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名
年月日	年月日
印	印
海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則第1条の9の規定により、次のとおり申請します。	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の4第1項(第2項において準用する場合を含む。)に基づく放出量確認等及び海上災害の防止に関する法律第19条の7第2項(第3項において準用する場合を含む。)に基づく放出量確認に相当する確認
受けようとす る原動機の種類、型式、出力 及び数	受けようとす る原動機の種類、型式、出力 及び数
放出量確認等を受けようとす る原動機の使用形態	放出量確認等を受けようとす る原動機の使用形態
原動機製作者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあつ てはその代表者の氏名	原動機製作者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあつ てはその代表者の氏名
放出量確認を受けようとす る時期	放出量確認を受けようとす る時期
放出量確認を受けようとす る事業所の名称及び所在地	放出量確認を受けようとす る事業所の名称及び所在地
原動機の製造番号	原動機の製造番号
原動機取扱手引書の文書番号	原動機取扱手引書の文書番号
備考	備考

国際大気汚染防止原動機証書（添1～6）

第一号の三様式（地方運輸局長が交付するもの）（第一条の十二関係）

番号 第 号
Certificate No.ENGINE INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE
国際大気汚染防止原動機証書公の印章
日本国
JAPAN

2008年の決議MEPC.176(58)によつて改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によつて修正された同条約（以下「条約」という。）を改正する1997年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended by resolution MEPC.176(58), in 2008, to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan.

原動機製作 者等	型式番号	製造番号	原動機の使 用形態	定格出力(kW)及び 定格回転速度 (rpm)	原動機承認 番号
Engine manufacturer	Model number	Serial number	Test cycle(s)	Rated power (kW) and speed (rpm)	Engine approval number

この証書は、以下の事項を証明する。

THIS IS TO CERTIFY:
上記の原動機は、条約附屬書VIによつて義務づけられた2008年に改正された窒素酸化物技術規則の要求に従つて放出量確認等がなされたこと。

- That the above-mentioned marine diesel engine has been surveyed for pre-certification in accordance with the requirements of the Technical Code on Control of Emission of Nitrogen Oxides from Marine Diesel Engines 2008 made mandatory by Annex VI of the Convention; and
- 放出量確認等の結果、原動機、構成部品、調節部分及び原動機取扱手引書が、船舶への設置及び運転に先だって、すべての点において条約附屬書VI第13規則に定める関係要件に適合していること。
- That the pre-certification survey shows that the engine, its components, adjustable features, and technical file, prior to the engine's installation and/or service on board a ship, fully comply with the applicable regulation 13 of Annex VI of the Convention.

この証書は、条約附屬書VI第5規則の規定による検査が行われることを条件として、政府の権限の下に船舶に搭載された原動機の耐用年数の間効力を有する。

This certificate is valid for the life of the engine subject to surveys in accordance with regulation 5 of Annex VI of the Convention, installed in ships under the authority of this Government.

国際大気汚染防止原動機証書（添1～6）

第一号の三様式（地方運輸局長が交付するもの）（第一条の十二関係）

番号 第 号
Certificate No.ENGINE INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE
国際大気汚染防止原動機証書公の印章
日本国
JAPAN

1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によつて修正された同条約（以下「条約」という。）を改正する1997年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997 to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan:

原動機製作 者等	型式番号	製造番号	原動機の使 用形態	定格出力(kW)及び 定格回転速度 (RPM)	原動機承認 番号
Engine manufacturer	Model number	Serial number	Test cycle(s)	Rated power (kW) and speed (RPM)	Engine approval number

この証書は、以下の事項を証明する。

THIS IS TO CERTIFY:
上記の原動機は、条約附屬書VIによつて義務づけられた窒素酸化物排出に関する技術規則の要求に従つて放出量確認等がなされたこと。

- That the above-mentioned marine diesel engine has been surveyed for pre-certification in accordance with the requirements of the Technical Code on Control of Emission of Nitrogen Oxides from Marine Diesel Engines made mandatory by Annex VI of the Convention; and
- 放出量確認等の結果、原動機、構成部品、調節部分及び原動機取扱手引書が、船舶への設置及び運転に先だって、すべての点において条約附屬書VI第13規則に定める関係要件に適合していること。
- That the pre-certification survey shows that the engine, its components, adjustable features, and Technical File, prior to the engine's installation and/or service on board a ship, fully comply with the applicable regulation 13 of Annex VI of the Convention.

この証書は、条約附屬書VI第5規則の規定による検査が行われることを条件として、政府の権限の下に船舶に搭載された原動機の耐用年数の間効力を有する。

This Certificate is valid for the life of the engine subject to surveys in accordance with regulation 5 of Annex VI of the Convention, installed in ships under the authority of this Government.

(証書の発給の場所)

において発給した。

(証書の発給の場所)

において発給した。

Issued at (Place of issue of Certificate)

Issued at (Place of issue of Certificate)
(発給の日)

(Date of issue)
.....

(Date of issue)

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

(印章)

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

(印章)

国際大気汚染防止原動機証書 (E I A P P 証書) の追補
SUPPLEMENT TO ENGINE INTERNATIONAL AIR POLLUTION
PREVENTION CERTIFICATE(EIAPP CERTIFICATE)

構造、原動機取扱手引書及び検査の方法に関する記録
RECORD OF CONSTRUCTION, TECHNICAL FILE AND MEANS OF VERIFICATION

国際大気汚染防止原動機証書 (E I A P P 証書) の追補
Supplement to Engine International Air Pollution Prevention Certificate(EIAPP Certificate)

構造、原動機取扱手引書及び検査の方法に関する記録
RECORD OF CONSTRUCTION, TECHNICAL FILE AND MEANS OF VERIFICATION

この記録は、1973年の船舶による汚染のための国際条約に関する1978年及び1997年の議定書によって修正された同条約(以下「条約」という。)附屬書VI並びに~~窒素酸化物排出に関する技術規則~~ (以下「窒素酸化物技術規則」といふ。)の規定に関するものである。

In respect of the provisions of Annex VI of the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 and 1997 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") and of the Technical Code on Control of Emission of Nitrogen Oxides from Marine Diesel Engines (hereinafter referred to as "NOx Technical Code").

注釈
Notes:

1 この記録及びその付録は、国際大気汚染防止原動機証書に常に添付しておく。
国際大気汚染防止原動機証書は、原動機の耐用年数の間、当該原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。

1 This Record and its attachments shall be permanently attached to the EIAPP Certificate.

2 記録は、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語であること。発給国の公用語が併記されている場合において記載の不一致がある場合には、発給国の公用語による記載が優先する。

2 The Record shall be at least in English, French or Spanish. If an official language of the issuing country is also used, this shall prevail in case of a dispute or discrepancy.

3 別段の定めがない限り、この記録において、「規則」とは条約附属書VIの規則をいい、「原動機取扱手引書」又は「検査の方法」に対する要件とは、窒素酸化物技術規則によつて義務となつた要件をいう。

3 Unless otherwise stated, regulations mentioned in this Record refer to regulations of Annex VI of the Convention and the requirements for an engine's technical file and

注釈
Notes:

1 この記録及びその付録は、国際大気汚染防止原動機証書に常に添付しておく。
国際大気汚染防止原動機証書は、原動機の耐用年数の間、当該原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。

1 This Record and its attachments shall be permanently attached to the EIAPP Certificate.

2 The EIAPP Certificate shall accompany the engine throughout its life and shall be available on board the ship at all times.

2 記録は、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語であること。発給国の公用語が併記されている場合において記載の不一致がある場合には、発給国の公用語による記載が優先する。

2 The Record shall be at least in English, French or Spanish. If an official language of the issuing country is also used, this shall prevail in case of a dispute or discrepancy.

3 別段の定めがない限り、この記録において、「規則」とは条約附属書VIの規則をいい、「原動機取扱手引書」又は「検査の方法」に対する要件とは、窒素酸化物技術規則によつて義務となつた要件をいう。

3 Unless otherwise stated, regulations mentioned in this Record refer to regulations of Annex VI of the Convention and the requirements for an engine's Technical File and

means of verifications refer to mandatory requirements from the revised NOx Technical Code 2008.

means of verifications refer to mandatory requirements from the NOx Technical Code.

1. 原動機の要目 Particulars of the engine	1. 原動機の要目 Particulars of the engine
1.1 原動機製作者等の名称及び住所 Name and address of manufacturer	1.1 原動機製作者等の名称及び住所 Name and address of manufacturer
1.2 原動機の製造場所 Place of engine build	1.2 原動機の製造場所 Place of engine build
1.3 原動機の製造年月日 Date of engine build	1.3 原動機の製造年月日 Date of engine build
1.4 放出量確認等の場所 Place of pre-certification survey	1.4 放出量確認等の場所 Place of pre-certification survey
1.5 放出量確認等の年月日 Date of pre-certification survey	1.5 放出量確認等の年月日 Date of pre-certification survey
1.6 原動機の型式番号 Engine type and model number	1.6 原動機の型式番号 Engine type and model number
1.7 原動機製造番号 Engine serial number	1.7 原動機製造番号 Engine serial number
1.8 原動機アミリー <input checked="" type="checkbox"/> 又は原動機グループ <input type="checkbox"/> の代表 <input checked="" type="checkbox"/> 又は代表以外 <input type="checkbox"/> の原動機 (適用のある場合) If applicable, the engine is a parent engine <input checked="" type="checkbox"/> or a member engine <input type="checkbox"/> of the following engine family <input type="checkbox"/> or engine group <input type="checkbox"/>	1.8 原動機アミリー <input checked="" type="checkbox"/> 又は原動機グループ <input type="checkbox"/> の代表 <input checked="" type="checkbox"/> 又は代表以外 <input type="checkbox"/> の原動機 (適用のある場合) If applicable, the engine is a parent engine <input checked="" type="checkbox"/> or a member engine <input type="checkbox"/> of the following engine family <input type="checkbox"/> or engine group <input type="checkbox"/>
1.9 個別の原動機又は原動機アミリー/原動機グループの詳細 Individual engine or engine family/engine group details	1.9 個別の原動機又は原動機アミリー/原動機グループの詳細 Individual engine or engine family/engine group details
1.9.1 代表原動機の承認番号 Approval reference	1.9.1 代表原動機の承認番号 Approval reference
1.9.2 定格出力(kW)及び定格回転速度(rpm)の値又は範囲 Rated power (kW) and rated speed (rpm) values or ranges	1.9.2 定格出力 (kW) 及び定格回転速度 (RPM) Rated power (kW) and Speed (RPM)
1.9.3 原動機の使用形態 Test cycle(s)	1.9.3 原動機の使用形態 Test cycle(s)
1.9.4 代表原動機試験燃料油の仕様 Parent engine(s) test fuel oil specification	1.9.4 代表原動機試験燃料油の仕様 Parent engine(s) test fuel oil specification
1.9.5 硝素酸化物放出基準値(g/kWh), 規則13.3, 13.4, 又は13.5.1(該当しないものを抹消すること) Applicable NOx emission limit (g/kWh), regulation 13.3, 13.4, or 13.5.1 (delete as appropriate)	1.9.5 硝素酸化物放出基準値(g/kWh), 規則13.3, 13.4, 又は13.5.1(該当しないものを抹消すること) Applicable NOx emission limit (g/kWh), regulation 13.3, 13.4, or 13.5.1 (delete as appropriate)
1.9.6 代表原動機の放出値(g/kWh) Parent engine(s) emission value (g/kWh)	1.9.6 代表原動機の放出値(g/kWh) Parent engine(s) emission value (g/kWh)

2. 原動機取扱手引書の要目 Particulars of the technical file	1. 原動機の要目 Particulars of the engine
2008年に改正された窒素酸化物技術規則第2章で要求される原動機取扱手引書は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であり、原動機の耐用年数の間、当該原動機とともにいかなる時も船内に備え置く。 The technical file as required by chapter 2 of the NOx Technical Code 2008, is an essential part of the EIA/PP Certificate and must always accompany an engine throughout its life and always be available on board a ship.	2008年に改正された窒素酸化物技術規則第2章で要求される原動機取扱手引書は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であり、原動機の耐用年数の間、当該原動機とともにいかなる時も船内に備え置く。 The technical file as required by chapter 2 of the NOx Technical Code 2008, is an essential part of the EIA/PP Certificate and must always accompany an engine throughout its life and always be available on board a ship.
2.1 原動機取扱手引書文書番号/承認番号 Technical File identification/approval number	2.1 原動機取扱手引書文書番号/承認番号 Technical File identification/approval number
2.2 原動機取扱手引書承認年月日	2.2 原動機取扱手引書承認年月日

Technical file approval date.....

.....

2.3 Technical File approval date.....

.....

窒素酸化物技術規則第2章で要求される原動機取扱手引書は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であり、原動機の耐用年数の間、当該原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。

The technical File, as required by chapter 2 of the NOx Technical Code, is an essential part of the EIAPP Certificate and must always accompany an engine throughout its life and

always be available on board a ship.

3. 船上における原動機の定期的検査の方法

Specifications for the onboard NOx verification procedures

は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であり、原動機の耐用年数の間、原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。

The specifications for the onboard NOx verification procedures, as required by chapter 6 of the NOx Technical Code, are an essential part of the EIAPP Certificate and must always accompany an engine throughout its life and always be available on board a ship.

3.1 機関パラメータチェック法

Engine parameter check method.

3.1.1 識別番号/承認番号

Identification/approval number.....

3.1.2 承認年月日

Approval date.....

3.2 直接計測及びモニタリング法

Direct measurement and monitoring method.

3.2.1 識別番号/承認番号

Identification/approval number.....

3.2.2 承認年月日

Approval date.....

3.3 船上における検査の方法の承認年月日

On-board NOx verification procedures identification/approval number.....

3.2 船上における検査の方法の承認年月日

On-board NOx verification procedures approval date.....

これらの方針に代えて、2008年に改正された窒素酸化物技術規則6.3に従い、簡易計測法を利用することができます。

Alternatively the simplified measurement method in accordance with 6.3 of the NOx Technical Code 2008 may be utilized.

3.3 窒素酸化物技術規則第6章で要求される船上における検査の方法は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であり、原動機の耐用年数の間、原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。

The specifications for the onboard NOx verification procedures, as required by chapter 6 of the NOx Technical Code, are an essential part of the EIAPP Certificate and must always accompany an engine throughout its life and always be available on board a ship.

この記録は、すべての点について正しいことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at
(Place of issue of the Record)

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at
(Place of issue of the Certificate)

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at
(Place of issue of the Certificate)

.....
(発給の日)
(Date of issue)

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長

地方運輸局海事事務所長

地方運輸局海事事務所長

地方運輸局運輸支局長

沖繩總合事務局長

運輸事務所長

(印章)

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長

地方運輸局海事事務所長

地方運輸局運輸支局海事事務所長

沖繩總合事務局長

運輸事務所長

(印章)

第一号の三様式（小型船舶検査機関が交付するもの）（第一条の十二関係）

番号 第 号
Certificate No.....



国際大気汚染防止原動機証書

ENGINE INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE

日本国
JAPAN



国際大気汚染防止原動機証書

ENGINE INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE

日本国
JAPAN

2008年の決議MEPC.176(58)によって改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約（以下「条約」という。）を改正する1997年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、小型船舶検査機関が発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended by resolution MEPC.176(58), in 2008, to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan by JAPAN CRAFT INSPECTION ORGANIZATION:

原動機製作 等 Engine manufacturer	型式番号 Model number	製造番号 Serial number	原動機の使 用形態 Test cycle(s)	定格出力(kW)及び 定格回転速度 (RPM) Rated power (kW) and speed (RPM)	原動機承認 番号 Engine approval number

この証書は、以下の事項を証明する。

THIS IS TO CERTIFY :

1. 上記の原動機は、条約附属書VIによつて義務づけられた2008年に改正された窒素酸化物技術規則の要求に従つて放出量確認等がなされたこと。

- That the above-mentioned marine diesel engine has been surveyed for pre-certification in accordance with the requirements of the Technical Code on Control of Emission of Nitrogen Oxides from Marine Diesel Engines 2008 made mandatory by Annex VI of the Convention; and
- 放出量確認等の結果、原動機、構成部品、調節部分及び原動機取扱手引書が、船舶への設置及び運転に先だって、すべての点において条約附属書VI第13規則に定める関係要件に適合していること。
- That the pre-certification survey shows that the engine, its components, adjustable features, and technical file, prior to the engine's installation and/or service on board a ship, fully comply with the applicable regulation 13 of Annex VI of the Convention.

原動機製作 等 Engine manufacturer	型式番号 Model number	製造番号 Serial number	原動機の使 用形態 Test cycle(s)	定格出力(kW)及び 定格回転速度 (RPM) Rated power (kW) and speed (RPM)	原動機承認 番号 Engine approval number

この証書は、以下の事項を証明する。

THIS IS TO CERTIFY :

1. 上記の原動機は、条約附属書VIによつて義務づけられた窒素酸化物排出に関する技術規則の要求に従つて放出量確認等がなされたこと。

- That the above-mentioned marine diesel engine has been surveyed for pre-certification in accordance with the requirements of the Technical Code on Control of Emission of Nitrogen Oxides from Marine Diesel Engines 2008 made mandatory by Annex VI of the Convention; and
- 放出量確認等の結果、原動機、構成部品、調節部分及び原動機取扱手引書が、船舶への設置及び運転に先だって、すべての点において条約附属書VI第13規則に定める関係要件に適合していること。
- That the pre-certification survey shows that the engine, its components, adjustable features, and Technical File, prior to the engine's installation and/or service on board a ship, fully comply with the applicable regulation 13 of Annex VI of the Convention.

この証書は、条約附属書VI第5規則の規定による検査が行われることを条件として、政府の権限の下に船舶に搭載された原動機の耐用年数の間効力を有する。
This certificate is valid for the life of the engine subject to surveys in accordance with regulation 5 of Annex VI of the Convention, installed in ships under the authority of this Government.

（証書の発給の場所）において発給した。

この証書は、条約附属書VI第5規則の規定による検査が行われることを条件として、政府の権限の下に船舶に搭載された原動機の耐用年数の間効力を有する。
This Certificate is valid for the life of the engine subject to surveys in accordance with regulation 5 of Annex VI of the Convention, installed in ships under the authority of this Government.

Issued at (Place of issue of Certificate)
(発給の日)
.....

Issued at (Place of issue of Certificate)
(発給の日)
.....

.....
(Date of issue)
.....

小 型 船 舶 檢 查 機 構 (印 章)

国際大気汚染防止原動機証書(EIAPP証書)の追補
SUPPLEMENT TO ENGINE INTERNATIONAL AIR POLLUTION
PREVENTION CERTIFICATE(EIAPP CERTIFICATE)

構造、原動機取扱手引書及び検査の方法に関する記録
RECORD OF CONSTRUCTION, TECHNICAL FILE AND MEANS OF VERIFICATION

国際大気汚染防止原動機証書(EIAPP証書)の追補
Supplement to Engine International Air Pollution Prevention Certificate(EIAPP Certificate)

構造、原動機取扱手引書及び検査の方法に関する記録
RECORD OF CONSTRUCTION, TECHNICAL FILE AND MEANS OF VERIFICATION

この記録は、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年及び1997年の議定書によって修正された同条約以下「条約」という。)附属書VI並びに窒素酸化物排出に関する技術規則(以下「窒素酸化物技術規則」という。)の規定に関するものである。

In respect of the provisions of Annex VI of the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 and 1997 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") and of the Technical Code on Control of Emission of Nitrogen Oxides from Marine Diesel Engines (hereinafter referred to as "NOx Technical Code").

注釈
Notes:

1 この記録及びその付録は、国際大気汚染防止原動機証書に常に添付しておく。
国際大気汚染防止原動機証書は、原動機の耐用年数の間、当該原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。

1 This Record and its attachments shall be permanently attached to the EIAPP Certificate. The EIAPP Certificate shall accompany the engine throughout its life and shall be available on board the ship at all times.

2 記録は、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語であること。発給国の公用語が併記されている場合において記載の不一致がある場合には、発給国の公用語による記載が優先する。

2 The Record shall be at least in English, French or Spanish. If an official language of the issuing country is also used, this shall prevail in case of a dispute or discrepancy.

3 別段の定めがない限り、この記録において、「規則」とは条約附属書VIの規則をいい、「原動機取扱手引書」又は「検査の方法」に対する要件とは、窒素酸化物技術規則によって義務となつた要件をいう。

3 Unless otherwise stated, regulations mentioned in this Record refer to regulations of Annex VI of the Convention and the requirements for an engine's Technical File and means of verifications refer to mandatory requirements from the NOx Technical Code. Code 2008.

注釈
Notes:

1 この記録及びその付録は、国際大気汚染防止原動機証書に常に添付しておく。国際大気汚染防止原動機証書は、原動機の耐用年数の間、当該原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。

1 This Record and its attachments shall be permanently attached to the EIAPP Certificate. The EIAPP Certificate shall accompany the engine throughout its life and shall be available on board the ship at all times.

2 記録は、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語であること。発給国の公用語が併記されている場合において記載の不一致がある場合には、発給国の公用語による記載が優先する。

2 The Record shall be at least in English, French or Spanish. If an official language of the issuing country is also used, this shall prevail in case of a dispute or discrepancy.

3 別段の定めがない限り、この記録において、「規則」とは条約附属書VIの規則をいい、「原動機取扱手引書」又は「検査の方法」に対する要件とは、窒素酸化物技術規則によって義務となつた要件をいう。

3 Unless otherwise stated, regulations mentioned in this Record refer to regulations of Annex VI of the Convention and the requirements for an engine's Technical File and means of verifications refer to mandatory requirements from the NOx Technical Code.

1. 原動機の要目
Particulars of the engine

1.1	原動機製作者等の名称及び住所 Name and address of manufacturer.....	Particulars of the engine 原動機製作者等の名称及び住所 Name and address of manufacturer.....
1.2	原動機の製造場所 Place of engine build.....	Place of engine build 原動機の製造場所 Place of engine build.....
1.3	原動機の製造年月日 Date of engine build.....	原動機の製造年月日 Date of engine build.....
1.4	放出量確認等の場所 Place of pre-certification survey	放出量確認等の場所 Place of pre-certification survey
1.5	放出量確認等の年月日 Date of pre-certification survey	放出量確認等の年月日 Date of pre-certification survey
1.6	原動機の型式番号 Engine type and model number.....	原動機の型式番号 Engine type and model number.....
1.7	原動機製造番号 Engine serial number.....	原動機製造番号 Engine serial number.....
1.8	原動機アミリー <input checked="" type="checkbox"/> 又は原動機グループ <input type="checkbox"/> の代表 <input type="checkbox"/> 又は代表以外 <input type="checkbox"/> の原動機（適用のある場合） If applicable, the engine is a parent engine <input type="checkbox"/> or a member engine <input type="checkbox"/> of the following engine family <input type="checkbox"/> or engine group <input type="checkbox"/> 個別の原動機又は原動機アミリー/原動機グループの詳細 Individual engine or engine family/engine group details:.....	原動機アミリー <input checked="" type="checkbox"/> 又は原動機グループ <input type="checkbox"/> の代表 <input type="checkbox"/> 又は代表以外 <input type="checkbox"/> の原動機（適用のある場合） If applicable, the engine is a parent engine <input type="checkbox"/> or a member engine <input type="checkbox"/> of the following engine family <input type="checkbox"/> or engine group <input type="checkbox"/> 個別の原動機又は原動機アミリー/原動機グループの詳細 Individual engine or engine family/engine group details:.....
1.9.1	代表原動機の承認番号 Approval reference.....	代表原動機の承認番号 Approval reference.....
1.9.2	定格出力(kW)及び定格回転速度(rpm)の値又は範囲 Rated power (kW) and rated speed (rpm) values or ranges.....	定格出力(kW) 及び定格回転速度 (RPM) Rated Power (kW) and Speed (RPM).....
1.9.3	原動機の使用形態 Test cycle(s).....	原動機の使用形態 Test cycle(s).....
1.9.4	代表原動機試験燃料油の仕様 Representative engine fuel oil specification.....	代表原動機試験燃料油の仕様 Representative engine fuel oil specification.....
1.9.5	窒素酸化物放出基準値(g/kWh)、規則 13.3、13.4、又は 13.5.1(該当しないものを抹消すること) Applicable NOx emission limit (g/kWh), regulation 13.3, 13.4, or 13.5.1 (delete as appropriate).....	窒素酸化物放出基準値(g/kWh) (設置している場合) NOx reducing device designated approval number(if installed).....
1.9.6	代表原動機の放出値(g/kWh) Representative engine's emission value (g/kWh).....	代表原動機の放出値(g/kWh) (附屬書 VI 第 13 規則) Applicable NOx Emission Limit (g/kWh) (regulation 13 of Annex VI)
2.	原動機取扱手引書の要目 Particulars of the technical file	原動機の窒素酸化物放出基準値 (g/kWh) (附屬書 VI 第 13 規則) Engine's actual NOx Emission Value (g/kWh)
2.1	原動機取扱手引書文書番号/承認番号 Technical file identification/approval number.....	原動機取扱手引書の要目 Particulars of the Technical File
2.2	原動機取扱手引書承認年月日 Technical file approval date.....	原動機取扱手引書文書番号/承認番号 Technical File identification/approval number.....
2.3	大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であり、原動機の耐用年数の間、当該原動機とともにいかなる時も船内に備え置く。 The technical file, as required by chapter 2 of the NOx Technical Code 2008, is an essential part of the EAPP Certificate and must always accompany an engine throughout its life and always be available on board a ship.	大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であり、原動機の耐用年数の間、当該原動機とともにいかなる時も船内に備え置く。 The technical file, as required by chapter 2 of the NOx Technical Code, is an essential part

of the EIAPP Certificate and must always accompany an engine throughout its life and always be available on board a ship.

3. 船上における原動機の定期的検査の方法
Specifications for the On-board NOx Verification Procedures for the Engine Parameter Survey

2008年に改正された塩素酸化物技術規則第6章で要求される船上における検査の方法は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であり、原動機の耐用年数の間、原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。

The specifications for the onboard NOx verification procedures, as required by chapter 6 of the NOx Technical Code 2008, are an essential part of the EIAPP Certificate and must always accompany an engine through its life and always be available on board a ship.

3.1 機関パラメータチェック法
Engine parameter check method.

3.1.1 識別番号/承認番号
Identification/approval number.....

3.1.2 承認年月日
Approval date.....

3.2 直接計測及びモニタリング法
Direct measurement and monitoring method.

3.2.1 識別番号/承認番号
Identification/approval number.....

3.2.2 承認年月日
Approval date.....

3.2.3 Direct measurement and monitoring method.

3.2.4 Alternative measurement method in accordance with 6.3 of the NOx Technical Code 2008 may be utilized.

3.1 船上における検査の方法の識別番号／承認番号
On-board NOx verification procedures identification/approval number.....

3.2 船上における検査の方法の承認年月日
On-board NOx verification procedures approval date.....

これらの方針に代えて、2008年に改正された塩素酸化物技術規則 6.3 に従い、簡易計測法を利用することができます。

Alternatively the simplified measurement method in accordance with 6.3 of the NOx Technical Code 2008 may be utilized.

3.3 塩素酸化物技術規則第6章で要求される船上における検査の方法は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であり、原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。

The specifications for the onboard NOx verification procedures as required by chapter 6 of the NOx Technical Code, is an essential part of the EIAPP Certificate and must always accompany an engine through its life and always be available on board a ship.

この記録は、すべての点について正しいことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.

.....において発給した。
(証書の発給の場所)
Issued at
(Place of issue of the Record)

.....において発給した。
(証書の発給の場所)
Issued at
(Place of issue of the Certificate)

.....において発給した。
(発給の日)
(Date of issue)

小 型 船 舶 檢 查 機 構 (印 章)

小 型 船 舶 檢 查 機 構 (印 章)

国際大気汚染防止原動機証書再交付申請書（銀1号の回送式）

第一号の四様式（第一条の十三関係）

国際大気汚染防止原動機証書再交付申請書

年 月 日

般

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び
揮発性物質放出防止手引書の検査等に関する規則第1条の13第1項の規定により、次
のとおり申請します。

原動機製作者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあつ てはその代表者の氏名	
原動機の種類、型式、出力、 製造番号及び承認番号	
証書の番号	
証書の交付年月日	
証書の交付者	
再交付を受けようとする理由	
備考	

原動機製作者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあつ てはその代表者の氏名	
原動機の種類、型式、出力、 製造番号及び承認番号	
証書の番号	
証書の交付年月日	
証書の交付者	
再交付を受けようとする理由	
備考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

国際大気汚染防止原動機証書再交付申請書（銀1号の回送式）

第一号の四様式（第一条の十三関係）

国際大気汚染防止原動機証書再交付申請書

年 月 日

般

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び
大気汚染防止検査対象設備の
検査等に関する規則第1条の13第1項の規定により、次のとおり申請します。

原動機製作者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあつ てはその代表者の氏名	
原動機の種類、型式、出力、 製造番号及び承認番号	
証書の番号	
証書の交付年月日	
証書の交付者	
再交付を受けようとする理由	
備考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

国際大気汚染防止原動機証書換申譲書（様1～呻の用達版）

第一号の五様式（第一条の十四関係）

国際大気汚染防止原動機証書換申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び
揮発性物質放出防止上指置手引書の検査等に関する規則第1条の14第1項の規定により、次
のとおり申請します。

型式番号	製造番号
原動機製作業者等の氏名 又は名称及び住所並び に法人にあってはその 代表者の氏名	

国際大気汚染防止原動機証書換申譲書（様1～呻の用達版）

第一号の五様式（第一条の十四関係）

国際大気汚染防止原動機証書換申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の
検査等に関する規則第1条の14第1項の規定により、次のとおり申請します。

型式番号	製造番号
原動機製作業者等の氏名 又は名称及び住所並び に法人にあってはその 代表者の氏名	

（注） 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。用紙の変更が臨時的なものである場合は、その旨及びその期間を
2 証書の記載事項の変更が臨時的なものである場合は、その旨及びその期間を
3 備考欄に記載すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

船舶元認母證書（紙）申請用紙

第一号の六様式（第三条関係）

検査引継申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

同

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び
揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第3条の規定により、次のとおり申
請します。

船名（物件の名称）	船舶番号(物 件の製造番 号)
船舶所有者又は物件の所有者 の氏名又は名称及び住所並び に法人にあつてはその代表者 の氏名	
検査の種類	
引継ぎ後検査を受けようとす る時期	
引継ぎ後検査を受けようとす る場所	
検査の引継ぎを受けようとす る理由	
備考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番どすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

船舶元認母證書（紙）申請用紙

第一号の六様式（第三条関係）

検査引継申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

同

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の
検査等に関する規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

船名（物件の名称）	船舶番号(物 件の製造番 号)
船舶所有者又は物件の所有者 の氏名又は名称及び住所並び に法人にあつてはその代表者 の氏名	
検査の種類	
引継ぎ後検査を受けようとす る時期	
引継ぎ後検査を受けようとす る場所	
検査の引継ぎを受けようとす る理由	
備考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番どること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第二号様式 (第五条関係)

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び
大気汚染防止検査対象設備検査申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名
印

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び
大気汚染防止検査対象設備検査申請書
揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名	船舶番号
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては その代表者の氏名	
船舶港又は定係港	用途
総トン数	載貨重量トン 数
船舶の長さ	航行する海域
国際航海に従事する船舶であるかどうかの別	最大搭載人員
検査の種類	
検査を受けようとする時期	検査を受けようとする場所
備考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。
 2 用途の欄には、タンカー、有害液体物質ばら積船又はタンカー及び有害液体
 物質ばら積船以外の船舶の別を記載すること。
 3 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
 4 航行する海域の欄には、12海里内、50海里内、特別海域内又はその他の海域
 の別を記載すること。
 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第二号様式 (第五条関係)

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び
大気汚染防止検査対象設備検査申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名
印

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び
大気汚染防止検査対象設備検査申請書
揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名	船舶番号
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては その代表者の氏名	
船舶港又は定係港	用途
総トン数	載貨重量トン 数
船舶の長さ	航行する海域
国際航海に従事する船舶であるかどうかの別	最大搭載人員
検査の種類	
検査を受けようとする時期	検査を受けようとする場所
備考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。
 2 用途の欄には、タンカー、有害液体物質ばら積船又はタンカー及び有害液体
 物質ばら積船以外の船舶の別を記載すること。
 3 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
 4 航行する海域の欄には、12海里内、50海里内、特別海域内又はその他の海域
 の別を記載すること。
 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第三号様式（第五条関係）

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、
大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書臨時航行検査申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名
同

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、
大気汚染防止検査対象設備及び
揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第5条第2項の規定により、次のこととおり申請します。

船名	船舶番号
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては その代表者の氏名	
総トン数	船舶の長さ
最大搭載人員	
臨時航行検査を受けようとす る時期	
臨時航行検査を受けようとす る場所	
臨時に航行の用に供しようとす る期間、航路及び理由	
最近一年間に臨時航行検査を受 けて臨時に航行の用に供した日数	
備考	

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。
2 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
3 タンカー及び有害液体物質ばら撒船として臨時に航行の用に供しようとす
ることは、その旨及びタンカーにあっては載貨重量トン数を備考欄に記載すること。

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第三号様式（第五条関係）

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び
大気汚染防止検査対象設備臨時航行検査申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名
同

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の
検査等に関する規則第5条第2項の規定により、次のこととおり申請します。

船名	船舶番号
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては その代表者の氏名	
総トン数	船舶の長さ
最大搭載人員	
臨時航行検査を受けようとす る時期	
臨時航行検査を受けようとす る場所	
臨時に航行の用に供しようとす る期間、航路及び理由	
最近一年間に臨時航行検査を受 けて臨時に航行の用に供した日数	
備考	

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。
2 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
3 タンカー及び有害液体物質ばら撒船として臨時に航行の用に供しようとす
ることは、その旨及びタンカーにあっては載貨重量トン数を備考欄に記載すること。

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

海汚防等設備及び大気汚染防止機器支給認定申請書(提出用紙)

第四号様式(第五条関係)

海洋汚染等防止設備及び大気汚染防止検査対象設備予備検査申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び
揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第5条第3項の規定により、次のと
おり申請します。

予備検査を受けようとする物 件の名称、型式及び数	予備検査を受けようとする物 件の名称、型式及び数
製造者の氏名又は名称	製造者の氏名又は名称
予備検査を受けようとする時 期	予備検査を受けようとする時 期
予備検査を受けようとする事 業所の名称及び所在地	予備検査を受けようとする事 業所の名称及び所在地
予備検査の種類	予備検査の種類
製造番号	製造番号
備考	備考

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。
 2 予備検査の種類の欄には、製造、改造、修理又は整備の別を記載すること。
 3 改造、修理又は整備に係る予備検査を受ける物件にあつては、その略歴を備
考欄に記載すること。
 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

海汚防等設備及び大気汚染防止機器支給認定申請書(提出用紙)

第四号様式(第五条関係)

海洋汚染等防止設備及び大気汚染防止検査対象設備予備検査申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の
検査等に関する規則第5条第3項の規定により、次のとおり申請します。

予備検査を受けようとする物 件の名称、型式及び数	予備検査を受けようとする物 件の名称、型式及び数
製造者の氏名又は名称	製造者の氏名又は名称
予備検査を受けようとする時 期	予備検査を受けようとする時 期
予備検査を受けようとする事 業所の名称及び所在地	予備検査を受けようとする事 業所の名称及び所在地
予備検査の種類	予備検査の種類
製造番号	製造番号
備考	備考

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。
 2 予備検査の種類の欄には、製造、改造、修理又は整備の別を記載すること。
 3 改造、修理又は整備に係る予備検査を受ける物件にあつては、その略歴を備
考欄に記載すること。
 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

港湾空港港出証書(船大取扱証)

第六号様式(第十八条の二関係)

区分	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書 有害液体物質の排出防止に関する設備等 及び有害液体汚染防止緊急措置手引書 ふん尿等の排出防止に関する設備 大気汚染防止検査対象設備及び津波生物 質放出防止措置手引書
海洋汚染等防止証書	第 号

年 月 日

船舶番号
船籍港又は定係港
船舶所有者
用途
総トン数
載貨重量トン数
最大搭載人員
有効期間

油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書
有害液体物質の排出防止に関する設備等
及び有害液体汚染防止緊急措置手引書
ふん尿等の排出防止に関する設備
大気汚染防止検査対象設備

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の37第1項の規定により交付する。
年 月 日

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務所長
運輸事務所長

条件
条件
条件

港湾空港港出証書(船大取扱証)

第六号様式(第十八条の二関係)

区分	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書 有害液体物質の排出防止に関する設備等 及び有害液体汚染防止緊急措置手引書 ふん尿等の排出防止に関する設備 大気汚染防止検査対象設備
海洋汚染等防止証書	第 号

年 月 日

船舶番号
船籍港又は定係港
船舶所有者
用途
総トン数
載貨重量トン数
最大搭載人員
有効期間

油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書
有害液体物質の排出防止に関する設備等
及び有害液体汚染防止緊急措置手引書
ふん尿等の排出防止に関する設備
大気汚染防止検査対象設備

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の37第1項の規定により交付する。
年 月 日

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務所長
運輸事務所長

条件
条件
条件

海運船舶防護手帳(在用船舶) (第十七回登記)

第七号様式 (第十九条関係)

海洋汚染等防止証書交付申請書

年月日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び
揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第19条第1項の規定により、次のと
おり申請します。

船名	船舶番号
船舶所有者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあっては その代表者の氏名	
船籍港又は定係港	用途
総トン数	載貨重量トン 数
航行する海域	最大搭載人員
備考	

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。又はタンカー及び有害液体
- 2 用途の欄には、タンカー、有害液体物質ばら積船又はタンカー及び有害液体
物質ばら積船以外の船舶の別を記載すること。
- 3 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
- 4 航行する海域の欄には、12海里内、50海里内、特別海域内又はその他の海域
の別を記載すること。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

海運船舶防護手帳(在用船舶) (第十七回登記)

第七号様式 (第十九条関係)

海洋汚染等防止証書交付申請書

年月日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の
検査等に関する規則第19条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名	船舶番号
船舶所有者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあっては その代表者の氏名	
船籍港又は定係港	用途
総トン数	載貨重量トン 数
航行する海域	最大搭載人員
備考	

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。又はタンカー及び有害液体
- 2 用途の欄には、タンカー、有害液体物質ばら積船又はタンカー及び有害液体
物質ばら積船以外の船舶の別を記載すること。
- 3 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
- 4 航行する海域の欄には、12海里内、50海里内、特別海域内又はその他の海域
の別を記載すること。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

海上汚染防止設備等有効期間延長申請書（兼ハ印欄付）

第八号様式（第二十一条、第二十八条関係）

海洋汚染等防止証書等有効期間延長申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び

揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則 第21条第4項の規定により、次のとおり申請します。

第28条第1項

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の

検査等に関する規則 第21条第4項の規定により、次のとおり申請します。

第28条第1項

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

印

海上汚染防止設備等有効期間延長申請書（兼ハ印欄付）

第八号様式（第二十一条、第二十八条関係）

海洋汚染等防止証書等有効期間延長申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び

揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則 第21条第4項の規定により、次のとおり申請します。

第28条第1項

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の

検査等に関する規則 第21条第4項の規定により、次のとおり申請します。

第28条第1項

船名	船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては その代表者の氏名		
海洋汚染等防止証書の番号		
海洋汚染等防止証書の有効期間		
國際海洋汚染等防止証書の番号		
國際海洋汚染等防止証書の有効期間		
運航予定		
備考		

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とすること。

2 不要な文字は、抹消すること。

3 海洋汚染等防止証書の有効期間を延長する場合にあっては、國際海洋汚染等

防止証書の番号の欄及び國際海洋汚染等防止証書の有効期間の欄は、抹消すること。

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

船名	船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては その代表者の氏名		
海洋汚染等防止証書の番号		
海洋汚染等防止証書の有効期間		
國際海洋汚染等防止証書の番号		
國際海洋汚染等防止証書の有効期間		
運航予定		
備考		

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とすること。

2 不要な文字は、抹消すること。

3 海洋汚染等防止証書の有効期間を延長する場合にあっては、國際海洋汚染等

防止証書の番号の欄及び國際海洋汚染等防止証書の有効期間の欄は、抹消すること。

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

船舶港湾取扱い証書（第六回様式）

第九号様式（第二十三条関係）

区分	油の排出防止に関する設備等及び油漏防止緊急措置手引書 有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書 ふん尿等の排出防止に関する設備 大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書
臨時海洋汚染等防止証書	臨時海洋汚染等防止証書

第 号

船名	
船舶番号	
船舶所有者	
総トン数	
航路	
最大搭載人員	
条件	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の41第2項の規定により交付する。

年 月 日

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

印

船舶港湾取扱い証書（第六回様式）

第九号様式（第二十三条関係）

区分	油の排出防止に関する設備等及び油漏防止緊急措置手引書 有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書 ふん尿等の排出防止に関する設備 大気汚染防止検査対象設備
臨時海洋汚染等防止証書	臨時海洋汚染等防止証書

第 号

船名	
船舶番号	
船舶所有者	
総トン数	
航路	
最大搭載人員	
条件	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の41第2項の規定により交付する。

年 月 日

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

印

第十号様式（第二十四条関係）

臨時海洋汚染等防止証書交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

同

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び
揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第24条第1項の規定により、次のと
おり申請します。

船名	船舶番号
船舶所有者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあつては その代表者の氏名	最大搭載人員
総トン数	最大搭載人員
臨時に航行の用に供しようと する期間、航路及び理由	
最近一年間に臨時に航行の用 に供した日数	
備考	

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とすること。
2 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
3 タンカー及び有害液体物質ばら積船として臨時に航行の用に供しようとする
ときは、その旨及びタンカーにあつては載貨重量トン数を備考欄に記載すること。
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十号様式（第二十四条関係）

臨時海洋汚染等防止証書交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

同

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の
検査等に関する規則第24条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名	船舶番号
船舶所有者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあつては その代表者の氏名	最大搭載人員
総トン数	最大搭載人員
臨時に航行の用に供しようと する期間、航路及び理由	
最近一年間に臨時に航行の用 に供した日数	
備考	

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とすること。
2 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
3 タンカー及び有害液体物質ばら積船として臨時に航行の用に供しようとする
ときは、その旨及びタンカーにあつては載貨重量トン数を備考欄に記載すること。
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十一号様式（第二十五条関係）

(一) (略)

(二)

記載の要領

- 1 (2) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の記録は、船舶所有者が検査を受けた事項について変更をした場合又は変更が生じたため修理等をした場合にその内容を記載すること。この場合において、種類の欄には、海洋汚染防止緊急措置手引書及び大気汚染検査対象設備にあつては、その旨を記載すること。ただし、揮発性物質放出防止措置手引書にあつては、その旨を記載すること。ただし、当該変更について臨時検査を受けるべき事由が生じた場合は、当該保守の記録の記載を要しない。

- 2 (4) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の記録の(i) (e)、(ii) (f) 及び(iii) (d)は、船級船について、船級協会が記載すること。

3 (略)

(二)

記載の要領

- 1 (2) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の保守の記録は、船舶所有者が検査を受けた事項について変更をした場合又は変更が生じたため修理等をした場合にその内容を記載すること。この場合において、種類の欄には、海洋汚染防止緊急措置手引書等にあつては、その旨を記載すること。ただし、当該変更について臨時検査を受けるべき事由が生じた場合は、当該保守の記録の記載を要しない。

- 2 (4) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の記録の(i) (e)、(ii) (f) 及び(iii) (d)は、船級船について、船級協会が記載すること。

3 (略)

(三)

(三) (略)

第十一号様式（第二十五条関係）

(一) (略)

(二)

記載の要領

- 1 (2) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の保守の記録は、船舶所有者が検査を受けた事項について変更をした場合又は変更が生じたため修理等をした場合にその内容を記載すること。この場合において、種類の欄には、海洋汚染防止緊急措置手引書等にあつては、その旨を記載すること。ただし、当該変更について臨時検査を受けるべき事由が生じた場合は、当該保守の記録の記載を要しない。

- 2 (4) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の記録の(i) (e)、(ii) (f) 及び(iii) (d)は、船級船について、船級協会が記載すること。

3 (略)

(三)

(三) (略)

(四)

(2) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び弾薬性物質放出防止措置手引書の保守の記録

時 期	種 類	保 守 の 内 容	備 考
月 年 日			

(四)

(2) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の保守の記録

時 期	種 類	保 守 の 内 容	備 考
月 年 日			

(五)

(3) 海洋汚染等防止証書

区分	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書 有害液体物質の排出防止に関する設備等 及び有害液体汚染防止緊急措置手引書 ふん尿等の排出防止に関する設備 大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書
	第 号

(3) 海洋汚染等防止証書

区分	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書 有害液体物質の排出防止に関する設備等 及び有害液体汚染防止緊急措置手引書 ふん尿等の排出防止に関する設備 大気汚染防止検査対象設備
	第 号

船名	
船舶番号	
船籍港又は定係港	
船舶所有者	
用途	
総トン数	
載貨重量トン数	
最大搭載人員	
有効期間	年 月 日 まで
条件	

船名	
船舶番号	
船籍港又は定係港	
船舶所有者	
用途	
総トン数	
載貨重量トン数	
最大搭載人員	
有効期間	年 月 日 まで
条件	

(六)

(4) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の記録

- (i) すべての船舶に関する記録
- (a)～(c) (略)
- (d) 海洋汚染防止緊急措置手引書等及び揮発性物質放出防止措置手引書
- (e) (略)
- (ii)～(v) (略)
- (七) (略)

(六)

(4) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の記録

- (i) すべての船舶に関する記録
- (a)～(c) (略)
- (d) 海洋汚染防止緊急措置手引書等
- (e) (略)
- (ii)～(v) (略)
- (七) (略)

国際大気汚染防止証書（第十一回の国連締約）

第十二号の四様式（第二十六条関係）

INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE
国際大気汚染防止証書

公の印章

日本国
JAPAN

2008年の決議MEPC.176(58)によつて改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に對する1978年の議定書によつて修正された同条約（以下「条約」という。）を改正する1997年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended by resolution MEPC.176(58) in 2008, to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 related thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan.

船舶の要目
Particulars of ship

船名 Name of ship
船舶番号又は信号符字 Ship number or call sign
船籍港 Port of registry
総トン数 Gross tonnage
国際海事機関船舶識別番号 International Maritime Organization Number
IMO Number

この証書は、以下の事項を証明する。
THIS IS TO CERTIFY

- 当該船舶が条約の附屬書VIの第5規則に基づいて検査されたこと
1. That the ship has been surveyed in accordance with regulation 5 of Annex VI of the Convention; and
 - 検査の結果、この船舶の設備、装置、取付け物、配置及び材料がすべての点において条約附屬書VIに定める関係要件に適合していること。
2. That the survey shows that the equipment, systems, fittings, arrangements and material fully comply with the applicable requirements of Annex VI of the Convention.
- この証書の基となる検査が完了した日 Completion date of survey on which this certificate is based:

国際大気汚染防止証書（第十一回の国連締約）

第十二号の四様式（第二十六条関係）

INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE
国際大気汚染防止証書

公の印章

日本国
JAPAN

1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に關する1978年の議定書によつて修正された同条約（以下「条約」という。）を改正する決議MEPC.132(53)によつて改正された1997年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997 to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto, and as amended by resolution MEPC.132(53), (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan.

船舶の要目
Particulars of ship

船名 Name of ship
船舶番号又は信号符字 Ship number or call sign
船籍港 Port of registry
総トン数 Gross tonnage
国際海事機関船舶識別番号 International Maritime Organization Number
IMO Number

この証書は、以下の事項を証明する。
THIS IS TO CERTIFY

- 当該船舶が条約の附屬書VIの第5規則に基づいて検査されたこと
1. That the ship has been surveyed in accordance with Regulation 5 of Annex VI of the Convention; and
 - 検査の結果、この船舶の設備、装置、取付け物、配置及び材料がすべての点において条約附屬書VIに定める関係要件に適合していること。
2. That the survey shows that the equipment, systems, fittings, arrangements and material fully comply with the applicable requirements of Annex VI of the Convention.
- この証書の基となる検査が完了した日 Completion date of the survey on which this certificate is based:

この証書は、条約附屬書VI第5規則の規定による検査が行われることを条件として、

この証書は、条約附属書VI第5規則の規定による検査が行われることを条件として、
まで効力を有する。

This Certificate is valid until subject to surveys in

accordance with Regulation 5 of Annex VI of the Convention, [において]発給した。
This Certificate is valid until subject to surveys in accordance with Regulation 5 of Annex VI of the Convention, [において]発給した。

Issued at (証書の発給の場所)
(Place of issue of certificate)

Issued at

(発給の日)

(Date of issue)

(発給の日)
(Place of issue of certificate)

(Date of issue)

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務所長
運輸事務所長

(印章)

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務所長
運輸事務所長

(印章)

年次検査及び中間検査のための裏書
Endorsement for annual and intermediate surveys.

この証書は、この船舶が、条約附属書VI第5規則の規定により要求される検査において、同附属書の関係規定に適合していることが認められたことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY that at a survey required by regulation 5 of Annex VI of the Convention the ship was found to comply with the relevant provisions of that Annex.

年次検査
Annual survey:

場所.....
Place:.....
日付:.....
Date:.....

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務所長
運輸事務所長

(印章)

年次検査及び中間検査のための裏書
ENDORSEMENT FOR ANNUAL AND INTERMEDIATE SURVEYS

この証書は、この船舶が、条約附属書VI第5規則の規定により要求される検査において、条約の関係規定に適合していることが認められたことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY that at a survey required by regulation 5 of Annex VI of the Convention the ship was found to comply with the relevant provisions of the Convention.

年次検査
Annual survey:

場所.....
Place:.....
日付:.....
Date:.....

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務所長
運輸事務所長

(印章)

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務所長
運輸事務所長

(印章)

年次検査／中間検査
Annual / Intermediate survey:

場所.....
Place:.....
日付:.....
Date:.....

地方運輸局長

年次検査／中間検査
Annual / Intermediate survey:

場所.....
Place:.....
日付:.....
Date:.....

地方運輸局長

運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

(印章)

運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

(印章)

年次検査／中間検査
Annual / Intermediate survey:

場所.....
Place:.....
日付.....
Date:.....

年次検査
Annual survey:

場所.....
Place:.....
日付.....
Date:.....

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

(印章)

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

(印章)

年次検査
Annual survey:

場所.....
Place:.....
日付.....
Date:.....

年次検査
Annual survey:

場所.....
Place:.....
日付.....
Date:.....

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

(印章)

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

条約附属書 VI 第 9 規則 8.3 の規定に基づく年次検査又は中間検査

Annual/intermediate survey in accordance

with regulation 9.8.3

条約附属書 VI 第 9 規則 8.3 の規定に基づく年次検査又は中間検査において、この船舶が同
附属書の関係規定に適合していると認められたことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY that, at an annual/intermediate survey in accordance with regulation 9.8.3
of Annex VI of the Convention, the ship was found to comply with the relevant provisions of that
Annex.

条約附属書 VI 第 9 規則(8)(c)の規定に基づく年次検査又は中間検査
ANNUAL/INTERMEDIATE SURVEY IN ACCORDANCE
WITH REGULATION 9(8)(c)

条約附属書 VI 第 9 規則(8)(c)の規定に基づく年次検査又は中間検査において、この船舶が同
条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY that, at an annual/intermediate survey in accordance with regulation 9(8)(c)
of Annex VI of the Convention, the ship was found to comply with relevant provisions of the
Convention.

場所

Place:.....
日付.....
Date:.....

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長

(印章)

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長

(印章)

運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

条約附屬書 VI 第9規則3を適用する場合における5年未満の期間について

発給された証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the certificate if valid

for less than 5 years where regulation 9.3 applies

この船舶は、附屬書の関係規定に適合していることが認められる。よって、この証書は、同条約附屬書 VI 第9規則3の規定に従つてまで効力を有するものとする。
The ship complies with the relevant provisions of the Annex, and this certificate shall, in accordance with regulation 9.3 of Annex VI of the Convention, be accepted as valid until

場所.....
Place:.....
日付.....
Date:.....

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

(印章)

更新検査が完了し、条約附屬書 VI 第9規則4の規定を適用する場合における裏書

Endorsement where the renewal survey has been

completed and regulation 9.4 applies

この船舶は、附屬書の関係規定に適合していることが認められる。よって、この証書は、同条約附屬書 VI 第9規則4の規定に従つてまで効力を有するものとする。
The ship complies with the relevant provisions of the Annex, and this certificate shall, in accordance with regulation 9.4 of Annex VI of the Convention, be accepted as valid until

場所.....
Place:.....
日付.....
Date:.....

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

(印章)

更新検査が完了し、条約附屬書 VI 第9規則(4)の規定を適用する場合における裏書

ENDORSEMENT WHERE THE RENEWAL SURVEY HAS BEEN

COMPLETED AND REGULATION 9(4) APPLIES

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

(印章)

条約附屬書 VI 第9規則5又は第9規則6の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

条約附屬書 VI 第9規則(3)の規定を適用する場合における5年未満の期間について

発給された証書の有効期間を延長するための裏書

ENDORSEMENT TO EXTEND THE CERTIFICATE IF VALID

FOR LESS THAN 5 YEARS WHERE REGULATION 9(3) APPLIES

この船舶は、条約の関係規定に適合していることが認められる。よって、この証書は、同条約附屬書 VI 第9規則(3)の規定に従つてまで効力を有するものとする。
The ship complies with the relevant provisions of the Convention, and this certificate shall, in accordance with regulation 9(3) of Annex VI of the Convention, be accepted as valid until

場所.....
Place:.....
日付.....
Date:.....

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

(印章)

条約附屬書 VI 第9規則(5)又は第9規則(6)の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the validity of the certificate until reaching the port of survey or for a period of grace where regulation 9.5 or 9.6 applies

この証書は、条約附屬書 VI 第 9 規則 5 又は第 9 規則 6 の規定に従つてまで効力を有するものとする。
This certificate shall, in accordance with regulation 9.5 or 9.6 of Annex VI of the Convention, be accepted as valid until

場所
Place:
日付
Date:

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運動局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

(印章)

条約附屬書 VI 第 9 規則 8 の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げる裏書
Endorsement for advancement of anniversary date where regulation 9.8 applies

条約附屬書 VI 第 9 規則 8 の規定に従い、新たな検査基準日は、.....とする。
In accordance with regulation 9.8 of Annex VI of the Convention, the new anniversary date is

場所
Place:
日付
Date:

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運動局運輸支局長
地方運動局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運動局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

(印章)

条約附屬書 VI 第 9 規則 8 の規定に従い、新たな検査基準日は、.....とする。
In accordance with regulation 9.8 of Annex VI of the Convention, the new anniversary date is

場所
Place:
日付
Date:

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運動局運輸支局長

ENDORSEMENT TO EXTEND THE VALIDITY OF THE CERTIFICATE UNTIL REACHING THE PORT OF SURVEY OR FOR A PERIOD OF GRACE WHERE REGULATION 9(5) OR 9(6) APPLIES

この証書は、条約附屬書 VI 第 9 規則(5)又は第 9 規則(6)の規定に従つてまで効力を有するものとする。
This certificate shall, in accordance with regulation 9(5) or 9(6) of Annex VI of the Convention, be accepted as valid until

場所
Place:
日付
Date:

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運動局運輸支局長
地方運動局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運動局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

(印章)

条約附屬書 VI 第 9 規則(8)の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げる裏書
ENDORSEMENT FOR ADVANCEMENT OF ANNIVERSARY DATE WHERE REGULATION 9(8) APPLIES

条約附屬書 VI 第 9 規則(8)の規定に従い、新たな検査基準日とする。
In accordance with regulation 9(8) of Annex VI of the Convention, the new anniversary date is

場所
Place:
日付
Date:

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運動局運輸支局長
地方運動局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運動局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

(印章)

条約附屬書 VI 第 9 規則(8)の規定に従い、新たな検査基準日とする。
In accordance with regulation 9(8) of Annex VI of the Convention, the new anniversary date is

場所
Place:
日付
Date:

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運動局運輸支局長

地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

(印)

国際大気汚染防止証書の追補
(IAPP証書)
SUPPLEMENT TO INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE

(IAPP証書)
RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT

構造及び設備に関する記録
RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT

構造及び設備に関する記録
RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT

この記録は、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約(以下「条約」という。)附属書VIの規定に関するものである。
In respect of the provisions of Annex VI of the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention").

注釈
Notes:

- 1 この記録は、IAPP 証書に常に添付しておく。IAPP 証書は、いかなる時も船内に備えておく。
This Record shall be permanently attached to the IAPP Certificate. The IAPP Certificate shall be available on board the ship at all times.
- 2 記録は、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語であること。発給国の公用語が併記されている場合において記載の不一致がある場合には、発給国の公用語による記載が優先する。
The Record shall be at least in English, French or Spanish. If an official language of the issuing country is also used, this shall prevail in case of a dispute or discrepancy.
- 3 「該当には、「該当する。」又は「適用がある。」の場合は「」を、また「該当しない。」又は「適用がない。」の場合は「—」を、記入する。
Entries in boxes shall be made by inserting either a cross (X) for the answer "yes" and "applicable" or a (-) for the answers "no" and "not applicable" as appropriate.
- 4 別段の定めがない限り、この記録において、「規則」とは条約附属書VIの規則をいい、また「決議」又は「回章」とは、国際海事機関が採択したものをいう。
Unless otherwise stated, regulations mentioned in this Record refer to regulations of Annex VI of the Convention and resolutions or circulars refer to those adopted by the International Maritime Organization.

- 1 船舶の要目
Particulars of ship
 - 1.1 船名
Name of ship.....
- 12 國際海事機関船識別番号
IMO number.....

地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

(印)

国際大気汚染防止証書の追補
(IAPP証書)
Supplement to International Air Pollution Prevention Certificate
(IAPP 証書)

(IAPP 証書)
RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT

構造及び設備に関する記録
RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT

この記録は、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約(以下「条約」という。)附属書VIの規定に関するものである。
In respect of the provisions of Annex VI of the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention").

注釈
Notes:

- 1 この記録は、IAPP 証書に常に添付しておく。IAPP 証書は、いかなる時も船内に備えておく。
This Record shall be permanently attached to the IAPP Certificate. The IAPP Certificate shall be available on board the ship at all times.
- 2 記録は、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語であること。発給国の公用語が併記されている場合において記載の不一致がある場合には、発給国の公用語による記載が優先する。
The Record shall be at least in English, French or Spanish. If an official language of the issuing country is also used, this shall prevail in case of a dispute or discrepancy.
- 3 「記入欄には、「該当する。」又は「適用がある。」の場合は「」を、また「該当しない。」又は「適用がない。」の場合は「—」を、記入する。
Entries in boxes shall be made by inserting either a cross (X) for the answer "yes" and "applicable" or a (-) for the answers "no" and "not applicable" as appropriate.
- 4 別段の定めがない限り、この記録において、「規則」とは条約附属書VIの規則をいい、また「決議」又は「回章」とは、国際海事機関が採択したものをいう。
Unless otherwise stated, regulations mentioned in this Record refer to regulations of Annex VI of the Convention and resolutions or circulars refer to those adopted by the International Maritime Organization.

- 1 船舶の要目
Particulars of ship
 - 1.1 船名
Name of ship.....
- 12 船舶番号及び信号符字
Distinctive number or letters.....
- 13 國際海事機関船識別番号
IMO number.....
- 14 船籍港
Port of registry.....

<u>1.3</u>	キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日 Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of construction						
<u>1.4</u>	船の長さ Length (L) metres						
<u>2.</u>	船舶からの大気汚染による排出の規制 Control of emissions from ships						
<u>2.1</u>	オゾン層破壊物質 (第12規則) Ozone-depleting substances(regulation 12)						
<u>2.1.1</u>	オゾン層破壊物質 (ハイドロクロロフルオロカーボンを除く。) を含んでいる次に掲げる消火装置その他の装置及び設備であつて、2005年5月19日以前に設置されたものは、引き続き使用することができる。 The following fire-extinguishing systems, other systems and equipment containing ozone-depleting substances, other than hydrochlorofluorocarbons(HCFCs), installed before 19 May 2005 may continue in service: <input type="checkbox"/>						
	<table border="1"><thead><tr><th>装置又は設備 System or Equipment</th><th>設置場所 Location on board</th><th>物質 Substance</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>	装置又は設備 System or Equipment	設置場所 Location on board	物質 Substance			
装置又は設備 System or Equipment	設置場所 Location on board	物質 Substance					
<u>2.1.2</u>	2020年1月1日前に搭載された、ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFCs) を含む次の装置は、引き続き使用することができる。 The following systems containing HCFCs installed before 1 January 2020 may continue in service: <input type="checkbox"/>						
	<table border="1"><thead><tr><th>装置又は設備 System Equipment</th><th>設置場所 Location on board</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>	装置又は設備 System Equipment	設置場所 Location on board				
装置又は設備 System Equipment	設置場所 Location on board						
<u>2.1.3</u>	2020年1月1日前に搭載された、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFCs) を含む次の装置は、使用を続けることができる。 The following systems containing hydro-chlorofluorocarbons(HCFCs) installed before 1 January 2020 may continue in service: <input type="checkbox"/>						
	<table border="1"><thead><tr><th>装置又は設備 System Equipment</th><th>設置場所 Location on board</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>	装置又は設備 System Equipment	設置場所 Location on board				
装置又は設備 System Equipment	設置場所 Location on board						
<u>2.2</u>	窒素酸化物(NOx) (第13規則) Nitrogen oxides(Nox)(regulation 13)						

2.2.1 船舶に設置された次の原動機は、2008年に改正された窒素酸化物技術規則に従い、
第13規則の排出基準に適合する。

The following marine diesel engines installed on this ship comply with the applicable
emission limit of regulation 13, in accordance with the revised NOx Technical Code 2008.

2.2.1 出力が130kWを超える、2000年1月1日以後に搭載された次の原動機は、窒素酸化物
技術規則に従い、第13規則(3)(a)の排出基準に適合する。

The following diesel engines with power output greater than 130kW and installed on a ship
constructed on or after 1 January 2000, comply with the emission standards of regulation
13(3)(a) in accordance with the NOx Technical code.

	原動機 #1 Engine	原動機 #2 Engine	原動機 #3 Engine	原動機 #4 Engine	原動機 #5 Engine	原動機 #6 Engine
原動機型式 <u>Manufacturer and model</u>						
製造番号 <u>Serial number</u>						
使用形態 <u>Use</u>						
出力(kW) <u>Power output (kW)</u>						
定格回転速度 (rpm) <u>Rated speed (rpm)</u>						
設置年月日 <u>Date of installation</u>						
主要な改修 を行った年 月日 <u>Date of major conversion</u>	第13規則 2.2に基づく るもの According to Reg. 13.2.2	第13規則 2.3に基づく もの According to Reg. 13.2.3				
第13 規則 1.1.2に基づく 適用除外 <u>Exempted by regulation</u> 13.1.1.2	□	□	□	□	□	□
第13 規則 3に基づく一次 基準 <u>Tier I Reg.13.3</u>	□	□	□	□	□	□

原動機製作者等 及び原動機の型 式 <u>Manufacturer and model</u>	製造番号 <u>Serial number</u>	使用 形態 <u>Use</u>	出力(kW) <u>Power output(kW)</u>	定格回転速度 (RPM) <u>Rated Speed(RPM)</u>

<u>第13 規則4に基づく二次基準</u>	<input type="checkbox"/>					
<u>Tier II Reg.13.4</u>	<input type="checkbox"/>					
<u>第13 規則2.2 又は第13規則5.2に基づく二次基準</u>	<input type="checkbox"/>					
<u>Tier II Reg. 13.2.2 or 13.5.2</u>	<input type="checkbox"/>					
<u>第13 規則5.1.1に基づく三次基準</u>	<input type="checkbox"/>					
<u>Tier III Reg.13.5.1.1</u>	<input type="checkbox"/>					
<u>基準適合改造の存在 Approved method exists</u>	<input type="checkbox"/>					
<u>基準適合改造が商業的に存在しない Approved method not commercially available</u>	<input type="checkbox"/>					
<u>基準適合改造の導入 Approved method installed</u>	<input type="checkbox"/>					

2.2.2 出力が130kWを超える第13 規則(2)に規定される主要な改造を2000年1月1日以後に行つた次の原動機は、窒素酸化物技術規則に従い、第13 規則(3)(a)の排出基準に適合する。

The following diesel engines with power output greater than 130kW, and which underwent major conversion per regulation 13(2) on or after 1 January 2000, comply with the emission standards of regulation 13(3)(a) in accordance with the NOx Technical code.....

<u>原動機製作者等及び原動機の型式</u> <u>Manufacturer and model</u>	<u>製造番号</u> <u>Serial number</u>	<u>使用形態</u> <u>Use</u>	<u>出力(kW)</u> <u>Power output(kW)</u>	<u>定格回転速度(RPM)</u> <u>Rated speed(RPM)</u>

2.2.3 出力が130kWを超える2000年1月1日以後に搭載された次の原動機は、又は出力が130kWを超える第13 規則(2)に規定される主要な改造を2000年1月1日以後に行つた次の原動機は、第13 規則(3)及び窒素酸化物技術規則に従った窒素酸化物低減装置又は他の同等の装置を備えている。

The following diesel engines with power output greater than 130kW, and installed on a ship constructed on or after 1 January 2000, or with power output greater than 130kW, and which underwent major conversion per regulation 13(2) on or after 1 January 2000, are fitted with an exhaust gas cleaning system or other equivalent methods in accordance with regulation.

13(3), and the NOx Technical code. □

原動機製作者等 及び原動機の型 式 Manufacturer and model	製造番号 Serial number	使用 形態 Use	出力(kW) Power output(kW)	定格回転速度 (RPM) Rated speed(RPM)

2.2.4

上記 2.2.1、2.2.2 及び 2.2.3 のうち次の原動機は、窒素酸化物技術規則に従った窒素酸化物排出監視記録装置を備えている。
The following diesel engines from 2.2.1, 2.2.2 and 2.2.3 above are fitted with NOx emission monitoring and recording devices in accordance with the NOx Technical Code. □

原動機製作者等 及び原動機の型 式 Manufacturer and model	製造番号 Serial number	使用 形態 Use	出力(kW) Power output(kW)	定格回転速度 (RPM) Rated speed(RPM)

2.3 硫黄酸化物(SOx) (第 14 規則)

2.3.1 Sulphur oxides(SOx)(regulation 14)

船舶が、第 14 規則 3 に規定する排出規制海域外を運航する場合には、
When the ship operates within an emission control area specified in regulation 14.3, the
ship uses:

- 硫黄分の濃度が下記の基準値以下の燃料油を使用し、これを燃料油供給証明書で証明する。又は
fuel oil with a sulphur content that as documented by bunker delivery notes that does not
exceed the limit value of.
1.5% m/m (2012 年 1 月 1 日前).
4.50% m/m (not valid on or after 1 January 2012); or..... □
4.50% m/m (2012 年 1 月 1 日前).
3.50% m/m (2012 年 1 月 1 日以後、2020 年 1 月 1 日前).
3.50% m/m (not valid on or after 1 January 2020); or..... □
0.50% m/m (2020 年 1 月 1 日以後).
0.50% m/m, and/or..... □
- 下記の硫黄分濃度の燃料油を使用する場合と少なくとも SOX 放出低減の観点から同様の効果があるものとして、第 4 規則 1 により承認され、2.6 の表に記載された同等物を使用する。
an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in 2.6 that is at least as effective in terms of SOX emission reductions as compared to using a fuel oil with a sulphur content limit value of:
4.50% m/m (2012 年 1 月 1 日前).
4.50% m/m (not valid on or after 1 January 2012); or..... □
3.50% m/m (2012 年 1 月 1 日以後、2020 年 1 月 1 日前).
□

船舶が第 14 規則 3 に規定する硫黄酸化物排出規制海域内を運航する場合、船舶は、
When the ship operates within an SOx Emission Control Area specified in regulation 14(3),
the ship uses:

- 硫黄分 1.5% m/m 以下の燃料油を使用し、これを燃料油供給証明書で証明する。又は
fuel oil with a sulphur content that does not exceed 1.5% m/m as documented by bunker
delivery notes; or..... □
2. 硫黄酸化物の排出を 6.0 g SO_x/kWh 未満に低減するため、承認された硫黄酸化物放
出低減装置を使用する。又は
an approved exhaust gas cleaning system to reduce SO_x emissions below 6.0 g SO_x/kWh.
0.1..... □
3. 硫黄酸化物の排出を 6.0 g SO_x/kWh 未満に低減するためその他の技術を使用する。
other approved technology to reduce SO_x emissions below 6.0 g SO_x/kWh. □

2.3 硫黄酸化物(SOx)及び粒子状物質 (第 14 規則)
Sulphur oxides (SOx) and Particulate matter (regulation 14)
2.3.1 船舶が、第 14 規則 3 に規定する排出規制海域外を運航する場合には、
When the ship operates within an emission control area specified in regulation 14.3, the
ship uses:
1 硫黄分の濃度が下記の基準値以下の燃料油を使用し、これを燃料油供給証明書で証明
する。又は
fuel oil with a sulphur content that as documented by bunker delivery notes that does not
exceed the limit value of.
1.5% m/m (2012 年 1 月 1 日前).
4.50% m/m (not valid on or after 1 January 2012); or..... □
4.50% m/m (2012 年 1 月 1 日前).
3.50% m/m (2012 年 1 月 1 日以後、2020 年 1 月 1 日前).
3.50% m/m (not valid on or after 1 January 2020); or..... □
0.50% m/m (2020 年 1 月 1 日以後).
0.50% m/m, and/or..... □
2 下記の硫黄分濃度の燃料油を使用する場合と少なくとも SOX 放出低減の観点から同様
の効果があるものとして、第 4 規則 1 により承認され、2.6 の表に記載された同等物を
使用する。
an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in 2.6 that is at
least as effective in terms of SOX emission reductions as compared to using a fuel oil with a
sulphur content limit value of:
4.50% m/m (2012 年 1 月 1 日前).
4.50% m/m (not valid on or after 1 January 2012); or..... □
3.50% m/m (2012 年 1 月 1 日以後、2020 年 1 月 1 日前).
□

3.50% m/m (not valid on or after 1 January 2020); or
0.50% m/m (2020 年 1 月 1 日以後)
0.50% m/m, and / or

2.3.2 船舶が、第 14 規則 3 に規定する排出規制海域内を運航する場合には、
When the ship operates inside an Emission Control Area specified in regulation 14.3, the

ship uses:
硫黄分の濃度が下記の基準値以下の燃料油を使用し、これを燃料油供給証明書で証明

する。; 又は
.1 硫黄分の濃度が下記の基準値以下の燃料油を使用し、これを燃料油供給証明書で証明
する。
fuel oil with a sulphur content as documented by bunker delivery notes that does not exceed
the limit value of:
1.0% m/m (2015 年 1 月 1 日前)
1.0% m/m (not valid on or after 1 January 2015); or
0.1% m/m (2015 年 1 月 1 日以後)

0.1% m/m, and / or
1.0% m/m (not valid on or after 1 January 2015); or

2 下記の硫黄分濃度の燃料油を使用する場合と少なくとも SOx 放出低減の観点から同様
の効果があるものとして、第 4 規則 1 により承認され、2.6 の表に記載された同等物を
使用する。
an equivalent arrangement approved in accordance with regulation 4.1 as listed in 2.6 that is at
least as effective in terms of SOx emission reductions as compared to using a fuel oil with a
sulphur content limit value of:

1.0% m/m (2015 年 1 月 1 日前)
1.0% m/m (not valid on or after 1 January 2015); or
0.1% m/m (2015 年 1 月 1 日以後)

0.1% m/m, and / or

2.4 挥発性有機化合物(VOCs) (第 15 規則)

2.4.1 Volatile organic compounds(VOCs)(regulation 15)

このタンカーは、MSC/Circ.585 に従つて承認された揮発性物質放出防止設備を有し
ている。
The tanker has a vapour collection system installed and approved in accordance with
MSC/Circ.585.

2.4.2.1 原油タンカーについて、承認された揮発性物質放出防止措置手引書を備えている。
For a tanker carrying crude oil, there is an approved VOC management Plan.

2.4.2.2 挥発性物質放出防止措置手引書の承認番号
VOC management Plan approval reference.....

2.5 船上焼却炉 (第 16 規則)

Shipboard incineration (regulation 16)

船舶に搭載される船舶発生油等焼却設備
The ship has an incinerator.

1 2000 年 1 月 1 日以後に設置され、改正された海洋環境保護委員会決議 76(40)に適合し
ている。
installed on or after 1 January 2000 that complies with resolution MEPC.76(40) as amended

2 2000 年 1 月 1 日前に設置され、次の基準に適合している。
installed before 1 January 2000 that complies with:
2.1 決議 MEPC.59(33)
resolution MEPC.59(33)
2.2 決議 MEPC.76(40)
resolution MEPC.76(40).....

2.5 船舶に搭載される船舶発生油等焼却設備

The ship has an incinerator.
2.4.1 改正された海洋環境保護委員会決議 76(40)に適合している。

which complies with resolution MEPC.76(40) as amended
1 改正された海洋環境保護委員会決議 76(40)に適合している。
which complies with resolution MEPC.76(40) as amended

2 2000 年 1 月 1 日前に搭載されたので、改正された海洋環境保護委員会決議 76(40)に適
合していない。
installed before 1 January 2000 which does not comply with resolution MEPC.76(40) as
amended.....
2.1 決議 MEPC.59(33)
resolution MEPC.59(33)
2.2 決議 MEPC.76(40)
resolution MEPC.76(40).....

2.6 同等物 (第4 規則)

2.6 Equivalents (regulation 4)

この船舶に取り付けられるいざれかの取付け物、材料、器具若しくは装置、代替燃
料油又は遵守の方法その他の手続きをこの附屬書の要求するものの代替物として使用するこ
とを認められている。
The ship has been allowed to use the following fitting, material, appliance or apparatus to be fitted
in a ship or other procedures, alternative fuel oils, or compliance methods used as an alternative to
that required by this Annex.

装置又は設備 System or equipment	使用されている同等物 Equivalent used	承認番号 Approval reference

この記録は、すべての点について正しいことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.

.....において発給した。

Issued at
(記録の発給の場所)
(Place of issue of the Record)

.....
(発給の日)
(Date of issue)

この記録は、すべての点について正しいことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects.

Issued at
(記録の発給の場所)
(Place of issue of the Record)

.....
(発給の日)
(Date of issue)

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

(印章)

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

(印章)

第十三号様式（第二十七条関係）

国際海洋汚染等防止証書交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び
揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第27条第1項の規定により、次のと
おり申請します。

船名	船舶番号
船舶所有者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあっては その代表者の氏名	
船舶港又は定係港	用途
総トン数	載貨重量トン 数
航行する海域	最大搭載人員
備考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。
 2 用途の欄には、タンカー、有害液体物質ばら積船又はタンカー及び有害液体
 物質ばら積船以外の船舶の別を記載すること。
 3 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
 4 航行する海域の欄には、12海里内、50海里内、特別海域内又はその他の海
 域の別を記載すること。
 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十三号様式（第二十七条関係）

国際海洋汚染等防止証書交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の
検査等に関する規則第27条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名	船舶番号
船舶所有者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあっては その代表者の氏名	
船舶港又は定係港	用途
総トン数	載貨重量トン 数
航行する海域	最大搭載人員
備考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。
 2 用途の欄には、タンカー、有害液体物質ばら積船又はタンカー及び有害液体
 物質ばら積船以外の船舶の別を記載すること。
 3 総トン数の欄には、法第51条の3の規定による総トン数を記載すること。
 4 航行する海域の欄には、12海里内、50海里内、特別海域内又はその他の海
 域の別を記載すること。
 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十四号様式（第二十九条関係）

海洋汚染等防止証書等再交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び
揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第29条第1項の規定により、次のと
おり申請します。

船名	船舶番号
船舶所有者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあつては その代表者の氏名	
証書等の種類及び番号	
証書等の有効期間	
証書等の交付年月日	
証書等の交付者	
再交付を受けようとする理由	
備考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4判4番とすること。
 2 海洋汚染等防止検査手帳の再交付を受ける場合にあつては、証書等の有効期
 間の欄は、抹消すること。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十四号様式（第二十九条関係）

海洋汚染等防止証書等再交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の
検査等に関する規則第29条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名	船舶番号
船舶所有者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあつては その代表者の氏名	
証書等の種類及び番号	
証書等の有効期間	
証書等の交付年月日	
証書等の交付者	
再交付を受けようとする理由	
備考	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4判4番とすること。
 2 海洋汚染等防止検査手帳の再交付を受ける場合にあつては、証書等の有効期
 間の欄は、抹消すること。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

海運船業者等申請書換用申請書（第十五号用紙）

第十五号様式（第三十条関係）

海洋汚染等防止証書等書換申請書

殿 年 月 日

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

同

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び
揮発性生物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第30条第1項の規定により、次のと
おり申請します。

船名	船舶番号
船舶所有者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあっては その代表者の氏名	

証書等の種類及び番号

書換えを受けよ うとする事項	新	旧
備考		

- (注)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。
 - 2 証書の記載事項の変更が臨時的なものである場合は、その旨及びその期間を
備考欄に記載すること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

海運船業者等申請書換用申請書（第十五号用紙）

第十五号様式（第三十条関係）

海洋汚染等防止証書等書換申請書

殿 年 月 日

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

同

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の
検査等に関する規則第30条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名	船舶番号
船舶所有者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあっては その代表者の氏名	

証書等の種類及び番号

書換えを受けよ うとする事項	新	旧
備考		

- (注)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。
 - 2 証書の記載事項の変更が臨時的なものである場合は、その旨及びその期間を
備考欄に記載すること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十七号様式(第三十三条関係)

予備検査合格証明書交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び
測定性質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第33条第2項の規定により、次のと
おり申請します。

物件の名称及び型式	
製造者の氏名又は名称	
予備検査の種類	
製造番号	
検査番号	
備考	

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。
2 予備検査の種類の欄には、製造、改造、修理又は整備の別を記載すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十七号様式(第三十三条関係)

予備検査合格証明書交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の
検査等に関する規則第33条第2項の規定により、次のとおり申請します。

物件の名称及び型式	
製造者の氏名又は名称	
予備検査の種類	
製造番号	
検査番号	
備考	

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。
2 予備検査の種類の欄には、製造、改造、修理又は整備の別を記載すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十九号様式（第三十三条関係）

予備検査合格証明書再交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び
揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第33条第3項の規定により、次のと
おり申請します。

物件の名称及び型式	
製造者の氏名又は名称	
予備検査の種類	
製造番号	
検査番号	
予備検査合格証明書の番号及び交付年月日	
再交付を受けようとする理由	
備考	

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番どすること。
2 予備検査の種類の欄には、製造、改造、修理又は整備の別を記載すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十九号様式（第三十三条関係）

予備検査合格証明書再交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の
検査等に関する規則第33条第3項の規定により、次のとおり申請します。

物件の名称及び型式	
製造者の氏名又は名称	
予備検査の種類	
製造番号	
検査番号	
予備検査合格証明書の番号及び交付年月日	
再交付を受けようとする理由	
備考	

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番どること。
2 予備検査の種類の欄には、製造、改造、修理又は整備の別を記載すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。